

学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令 新旧対照表 目次

○学校教育法施行令（昭和二十八年政令第三百四十号）	1
○公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律施行令（昭和三十三年政令二百二号）	10
○義務教育費国庫負担法第二条ただし書の規定に基づき教職員の給与及び報酬等に要する経費の国庫負担額の最高限度を定める政令（平成十六年政令第百五十七号）	19
○義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行令（昭和三十二年政令第八十九号）	21
○地方財政法施行令（昭和二十三年政令第二百六十七号）	26
○都市再開発法施行令（昭和四十四年政令第二百三十二号）	27
○沖縄振興開発金融公庫法施行令（昭和四十七年政令第八十六号）	29
○独立行政法人日本スポーツ振興センター法施行令（平成十五年政令第三百六十九号）	30
○建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百二十八号）	33
○職業安定法施行令（昭和二十八年政令第二百四十二号）	37
○公立学校施設災害復旧費国庫負担法施行令（昭和二十八年政令第三百七十三号）	38
○学校給食法施行令（昭和二十九年政令第二百十二号）	56
○酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律施行令（昭和二十九年政令第二百三十三号）	58
○理科教育振興法施行令（昭和二十九年政令第三百十一号）	59
○就学困難な児童及び生徒に係る就学奨励についての国の援助に関する法律施行令（昭和三十一年政令第八十七号）	60
○激甚災害 ^{じくじん} に対処するための特別の財政援助等に関する法律施行令（昭和三十七年政令第四百三号）	61
○駐車場法施行令（昭和三十二年政令第三百四十号）	64
○学校保健安全法施行令（昭和三十二年政令第七十四号）	66
○道路交通法施行令（昭和三十五年政令第二百七十号）	70
○消防法施行令（昭和三十六年政令第三十七号）	71

○職業能力開発促進法施行令（昭和四十四年政令第二百五十八号）	72
○活動火山対策特別措置法施行令（昭和五十三年政令第二百七十四号）	74
○建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令（平成七年政令第四百二十九号）	76
○中央教育審議会令（平成十二年政令第二百八十号）	77
○南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法施行令（平成十五年政令第三百二十四号）	79
○日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法施行令（平成十七年政令第二百八十二号）	81
○津波防災地域づくりに関する法律施行令（平成二十三年政令第四百二十六号）	82
○割賦販売法施行令（昭和三十六年政令第三百四十一号）	83
○特定商取引に関する法律施行令（昭和五十一年政令第二百九十五号）	84
○辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律施行令（昭和三十七年政令第三百一号）	86
○小笠原諸島振興開発特別措置法施行令（昭和四十五年政令第十三号）	87
○大規模地震対策特別措置法施行令（昭和五十三年政令第三百八十五号）	88
○母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令（昭和三十九年政令第二百二十四号）	89
○交通安全施設等整備事業の推進に関する法律施行令（昭和四十一年政令第三百三号）	91
○水源地域対策特別措置法施行令（昭和四十九年政令第二十七号）	92
○過疎地域自立促進特別措置法施行令（平成十二年政令第七十五号）	94
○私立学校振興助成法施行令（昭和五十一年政令第二百八十九号）	95
○沖縄振興特別措置法施行令（平成十四年政令第二百二号）	97
○子どもの貧困対策の推進に関する法律第八条第二項第二号の子どもの貧困率及び生活保護世帯に属する子どもの高等学校等進学率の定義を定める政令（平成二十六年政令第五号）	100
○国家戦略特別区域法施行令（平成二十六年政令第九十九号）	101
○文部科学省組織令（平成十二年政令第二百五十一号）	104

○学校教育法施行令（昭和二十八年政令第三百四十号）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>第一章 就学義務</p> <p>第一節 学齡簿（第一条―第四条）</p> <p>第二節 小学校、中学校、義務教育学校及び中等教育学校（第五条―第十条）</p> <p>第三節 特別支援学校（第十一条―第十八条）</p> <p>第三節の二 保護者及び視覚障害者等の就学に関する専門的知識を有する者の意見聴取（第十八条の二）</p> <p>第四節 督促等（第十九条―第二十一条）</p> <p>第五節 就学義務の終了（第二十二条）</p> <p>第六節 行政手続法の適用除外（第二十二条の二）</p> <p>第二章 視覚障害者等の障害の程度（第二十二条の三）</p> <p>第三章 認可、届出等</p> <p>第一節 認可及び届出等（第二十三条―第二十八条）</p> <p>第二節 学期、休業日及び学校廃止後の書類の保存（第二十九条―第三十一条）</p> <p>第四章 技能教育施設の指定（第三十二条―第三十九条）</p> <p>第五章 認証評価（第四十条）</p> <p>第六章 審議会等（第四十一条―第四十三条）</p>	<p>第一章 就学義務</p> <p>第一節 学齡簿（第一条―第四条）</p> <p>第二節 小学校、中学校及び中等教育学校（第五条―第十条）</p> <p>第三節 特別支援学校（第十一条―第十八条）</p> <p>第三節の二 保護者及び視覚障害者等の就学に関する専門的知識を有する者の意見聴取（第十八条の二）</p> <p>第四節 督促等（第十九条―第二十一条）</p> <p>第五節 就学義務の終了（第二十二条）</p> <p>第六節 行政手続法の適用除外（第二十二条の二）</p> <p>第二章 視覚障害者等の障害の程度（第二十二条の三）</p> <p>第三章 認可、届出等</p> <p>第一節 認可及び届出等（第二十三条―第二十八条）</p> <p>第二節 学期、休業日及び学校廃止後の書類の保存（第二十九条―第三十一条）</p> <p>第四章 技能教育施設の指定（第三十二条―第三十九条）</p> <p>第五章 認証評価（第四十条）</p> <p>第六章 審議会等（第四十一条―第四十三条）</p>

第二節 小学校、中学校、義務教育学校及び中等教育学校

(入学期日等の通知、学校の指定)

第五条 市町村の教育委員会は、就学予定者（法第十七条第一項又は第二項の規定により、翌学年の初めから小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校又は特別支援学校に就学させるべき者をいう。以下同じ。）のうち、認定特別支援学校就学者（視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者（身体虚弱者を含む。）で、その障害が、第二十二条の三の表に規定する程度のもの（以下「視覚障害者等」という。）のうち、当該市町村の教育委員会が、その者の障害の状態、その者の教育上必要な支援の内容、地域における教育の体制の整備の状況その他の事情を勘案して、その住所の存する都道府県の設置する特別支援学校に就学させることが適当であると認める者をいう。以下同じ。）以外の者について、その保護者に対し、翌学年の初めから二月前までに、小学校、中学校又は義務教育学校の入学期日を通知しなければならない。

2 市町村の教育委員会は、当該市町村の設置する小学校及び義務教育学校の数の合計数が二以上である場合又は当該市町村の設置する中学校（法第七十一条の規定により高等学校における教育と一貫した教育を施すもの（以下「併設型中学校」という。）を除く。以下この項、次条第七号、第六条の三第一項、第七条及び第八条において同じ。）及び義務教

第二節 小学校、中学校及び中等教育学校

(入学期日等の通知、学校の指定)

第五条 市町村の教育委員会は、就学予定者（法第十七条第一項又は第二項の規定により、翌学年の初めから小学校、中学校、中等教育学校又は特別支援学校に就学させるべき者をいう。以下同じ。）のうち、認定特別支援学校就学者（視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者（身体虚弱者を含む。）で、その障害が、第二十二条の三の表に規定する程度のもの（以下「視覚障害者等」という。）のうち、当該市町村の教育委員会が、その者の障害の状態、その者の教育上必要な支援の内容、地域における教育の体制の整備の状況その他の事情を勘案して、その住所の存する都道府県の設置する特別支援学校に就学させることが適当であると認める者をいう。以下同じ。）以外の者について、その保護者に対し、翌学年の初めから二月前までに、小学校又は中学校の入学期日を通知しなければならない。

2 市町村の教育委員会は、当該市町村の設置する小学校又は中学校（法第七十一条の規定により高等学校における教育と一貫した教育を施すもの（以下「併設型中学校」という。）を除く。以下この項、次条第七号、第六条の三第一項、第七条及び第八条において同じ。）が二校以上ある場合においては、前項の通知において当該就学予定者の就学すべき小

育学校の数の合計数が二以上である場合においては、前項の通知において当該就学予定者の就学すべき小学校、中学校又は義務教育学校を指定しなければならぬ。

3 (略)

第六条 前条の規定は、次に掲げる者について準用する。この場合において、同条第一項中「翌学年の初めから二月前までに」とあるのは、「速やかに」と読み替えるものとする。

一 就学予定者で前条第一項に規定する通知の期限の翌日以後に当該市町村の教育委員会が作成した学齢簿に新たに記載されたもの又は学齢児童若しくは学齢生徒でその住所地の変更により当該学齢簿に新たに記載されたもの（認定特別支援学校就学者及び当該市町村の設置する小学校、中学校又は義務教育学校に在学する者を除く。）

二 次条第二項の通知を受けた学齢児童又は学齢生徒

三 第六条の三第二項の通知を受けた学齢児童又は学齢生徒（同条第三項の通知に係る学齢児童及び学齢生徒を除く。）

四 第十条又は第十八条の通知を受けた学齢児童又は学齢生徒（認定特別支援学校就学者を除く。）

五 第十二条第一項の通知を受けた学齢児童又は学齢生徒のうち、認定特別支援学校就学者の認定をした者以外の者（同条第三項の通知に係る学齢児童及び学齢生徒を除く。）

六 第十二条の二第一項の通知を受けた学齢児童又は学齢生徒のうち、認定特別支援学校就学者の認定をした者以外の者（同条第三項の通知

学校又は中学校を指定しなければならぬ。

3 (略)

第六条 前条の規定は、次に掲げる者について準用する。この場合において、同条第一項中「翌学年の初めから二月前までに」とあるのは、「速やかに」と読み替えるものとする。

一 就学予定者で前条第一項に規定する通知の期限の翌日以後に当該市町村の教育委員会が作成した学齢簿に新たに記載されたもの又は学齢児童若しくは学齢生徒でその住所地の変更により当該学齢簿に新たに記載されたもの（認定特別支援学校就学者及び当該市町村の設置する小学校又は中学校に在学する者を除く。）

二 次条第二項の通知を受けた学齢児童又は学齢生徒

三 第六条の三第二項の通知を受けた学齢児童又は学齢生徒（同条第三項の通知に係る学齢児童及び学齢生徒を除く。）

四 第十条又は第十八条の通知を受けた学齢児童又は学齢生徒（認定特別支援学校就学者を除く。）

五 第十二条第一項の通知を受けた学齢児童又は学齢生徒のうち、認定特別支援学校就学者の認定をした者以外の者（同条第三項の通知に係る学齢児童及び学齢生徒を除く。）

六 第十二条の二第一項の通知を受けた学齢児童又は学齢生徒のうち、認定特別支援学校就学者の認定をした者以外の者（同条第三項の通知

に係る学齢児童及び学齢生徒を除く。）

七 小学校、中学校又は義務教育学校の新設、廃止等によりその就学させるべき小学校、中学校又は義務教育学校を変更する必要を生じた児童生徒等

第六条の三 特別支援学校に在学する学齢児童又は学齢生徒でその障害の状態、その者の教育上必要な支援の内容、地域における教育の体制の整備の状況その他の事情の変化により当該学齢児童又は学齢生徒の住所の存する市町村の設置する小学校、中学校又は義務教育学校に就学することが適当であると思料するもの（視覚障害者等でなくなった者を除く。）があるときは、当該学齢児童又は学齢生徒の在学する特別支援学校の校長は、速やかに、当該学齢児童又は学齢生徒の住所の存する都道府県の教育委員会に対し、その旨を通知しなければならない。

2～4 (略)

第六条の四 学齢児童及び学齢生徒のうち視覚障害者等で小学校、中学校、義務教育学校又は中等教育学校に在学するものうち視覚障害者等でなくなったものがあるときは、その在学する小学校、中学校、義務教育学校又は中等教育学校の校長は、速やかに、当該学齢児童又は学齢生徒の住所の存する市町村の教育委員会に対し、その旨を通知しなければならない。

第七条 市町村の教育委員会は、第五条第一項（第六条において準用する

に係る学齢児童及び学齢生徒を除く。）

七 小学校又は中学校の新設、廃止等によりその就学させるべき小学校又は中学校を変更する必要を生じた児童生徒等

第六条の三 特別支援学校に在学する学齢児童又は学齢生徒でその障害の状態、その者の教育上必要な支援の内容、地域における教育の体制の整備の状況その他の事情の変化により当該学齢児童又は学齢生徒の住所の存する市町村の設置する小学校又は中学校に就学することが適当であると思料するもの（視覚障害者等でなくなった者を除く。）があるときは、当該学齢児童又は学齢生徒の在学する特別支援学校の校長は、速やかに、当該学齢児童又は学齢生徒の住所の存する都道府県の教育委員会に対し、その旨を通知しなければならない。

2～4 (略)

第六条の四 学齢児童及び学齢生徒のうち視覚障害者等で小学校、中学校又は中等教育学校に在学するものうち視覚障害者等でなくなったものがあるときは、その在学する小学校、中学校又は中等教育学校の校長は、速やかに、当該学齢児童又は学齢生徒の住所の存する市町村の教育委員会に対し、その旨を通知しなければならない。

第七条 市町村の教育委員会は、第五条第一項（第六条において準用する

場合を含む。)の通知と同時に、当該児童生徒等を就学させるべき小学校、中学校又は義務教育学校の校長に対し、当該児童生徒等の氏名及び入学期日を通知しなければならない。

第八条 市町村の教育委員会は、第五条第二項(第六条において準用する場合を含む。)の場合において、相当と認めるときは、保護者の申立てにより、その指定した小学校、中学校又は義務教育学校を変更することができる。この場合においては、速やかに、その保護者及び前条の通知をした小学校、中学校又は義務教育学校の校長に対し、その旨を通知するとともに、新たに指定した小学校、中学校又は義務教育学校の校長に対し、同条の通知をしなければならない。

(区域外就学等)

第九条 児童生徒等をその住所の存する市町村の設置する小学校、中学校(併設型中学校を除く。)又は義務教育学校以外の小学校、中学校、義務教育学校又は中等教育学校に就学させようとする場合には、その保護者は、就学させようとする小学校、中学校、義務教育学校又は中等教育学校が市町村又は都道府県の設置するものであるときは当該市町村又は都道府県の教育委員会の、その他のものであるときは当該小学校、中学校、義務教育学校又は中等教育学校における就学を承諾する権限を有する者の承諾を証する書面を添え、その旨をその児童生徒等の住所の存する市町村の教育委員会に届け出なければならない。

2 市町村の教育委員会は、前項の承諾(当該市町村の設置する小学校、

場合を含む。)の通知と同時に、当該児童生徒等を就学させるべき小学校又は中学校の校長に対し、当該児童生徒等の氏名及び入学期日を通知しなければならない。

第八条 市町村の教育委員会は、第五条第二項(第六条において準用する場合を含む。)の場合において、相当と認めるときは、保護者の申立てにより、その指定した小学校又は中学校を変更することができる。この場合においては、すみやかに、その保護者及び前条の通知をした小学校又は中学校の校長に対し、その旨を通知するとともに、新たに指定した小学校又は中学校の校長に対し、同条の通知をしなければならない。

(区域外就学等)

第九条 児童生徒等をその住所の存する市町村の設置する小学校又は中学校(併設型中学校を除く。)以外の小学校、中学校又は中等教育学校に就学させようとする場合には、その保護者は、就学させようとする小学校、中学校又は中等教育学校が市町村又は都道府県の設置するものであるときは当該市町村又は都道府県の教育委員会の、その他のものであるときは当該小学校、中学校又は中等教育学校における就学を承諾する権限を有する者の承諾を証する書面を添え、その旨をその児童生徒等の住所の存する市町村の教育委員会に届け出なければならない。

2 市町村の教育委員会は、前項の承諾(当該市町村の設置する小学校、

中学校（併設型中学校を除く。）又は義務教育学校への就学に係るものに限る。）を与えようとする場合には、あらかじめ、児童生徒等の住所の存する市町村の教育委員会に協議するものとする。

第十条 学齢児童及び学齢生徒でその住所の存する市町村の設置する小学校、中学校（併設型中学校を除く。）又は義務教育学校以外の小学校、中学校若しくは義務教育学校又は中等教育学校に在学するものが、小学校、中学校若しくは義務教育学校又は中等教育学校の前期課程の全課程を修了する前に退学したときは、当該小学校、中学校若しくは義務教育学校又は中等教育学校の校長は、速やかに、その旨を当該学齢児童又は学齢生徒の住所の存する市町村の教育委員会に通知しなければならない。

第十一条の二 前条の規定は、小学校又は義務教育学校の前期課程に在学する学齢児童のうち視覚障害者等で翌学年の初めから特別支援学校の中学期に就学させるべき者として認定特別支援学校就学者の認定をしたものについて準用する。

第十二条 小学校、中学校、義務教育学校又は中等教育学校に在学する学齢児童又は学齢生徒で視覚障害者等になつたものがあるときは、当該学齢児童又は学齢生徒の在学する小学校、中学校、義務教育学校又は中等教育学校の校長は、速やかに、当該学齢児童又は学齢生徒の住所の存する市町村の教育委員会に対し、その旨を通知しなければならない。

は中学校（併設型中学校を除く。）への就学に係るものに限る。）を与えようとする場合には、あらかじめ、児童生徒等の住所の存する市町村の教育委員会に協議するものとする。

第十条 学齢児童及び学齢生徒でその住所の存する市町村の設置する小学校又は中学校（併設型中学校を除く。）以外の小学校若しくは中学校又は中等教育学校に在学するものが、小学校若しくは中学校又は中等教育学校の前期課程の全課程を修了する前に退学したときは、当該小学校若しくは中学校又は中等教育学校の校長は、速やかに、その旨を当該学齢児童又は学齢生徒の住所の存する市町村の教育委員会に通知しなければならない。

第十一条の二 前条の規定は、小学校に在学する学齢児童のうち視覚障害者等で翌学年の初めから特別支援学校の中期部に就学させるべき者として認定特別支援学校就学者の認定をしたものについて準用する。

第十二条 小学校、中学校又は中等教育学校に在学する学齢児童又は学齢生徒で視覚障害者等になつたものがあるときは、当該学齢児童又は学齢生徒の在学する小学校、中学校又は中等教育学校の校長は、速やかに、当該学齢児童又は学齢生徒の住所の存する市町村の教育委員会に対し、その旨を通知しなければならない。

2 (略)

3 第一項の規定による通知を受けた市町村の教育委員会は、同項の通知を受けた学齢児童又は学齢生徒について現に在学する小学校、中学校、義務教育学校又は中等教育学校に引き続き就学させることが適当であると認めるときは、同項の校長に対し、その旨を通知しなければならない。

第十二条の二 学齢児童及び学齢生徒のうち視覚障害者等で小学校、中学校、義務教育学校又は中等教育学校に在学するものうち、その障害の状態、その者の教育上必要な支援の内容、地域における教育の体制の整備の状況その他の事情の変化によりこれらの小学校、中学校、義務教育学校又は中等教育学校に就学させることが適当でなくなつたと思料するものがあるときは、当該学齢児童又は学齢生徒の在学する小学校、中学校、義務教育学校又は中等教育学校の校長は、当該学齢児童又は学齢生徒の住所の存する市町村の教育委員会に対し、速やかに、その旨を通知しなければならない。

2 (略)

3 第一項の規定による通知を受けた市町村の教育委員会は、同項の通知を受けた学齢児童又は学齢生徒について現に在学する小学校、中学校、義務教育学校又は中等教育学校に引き続き就学させることが適当であると認めるときは、同項の校長に対し、その旨を通知しなければならない。

2 (略)

3 第一項の規定による通知を受けた市町村の教育委員会は、同項の通知を受けた学齢児童又は学齢生徒について現に在学する小学校、中学校又は中等教育学校に引き続き就学させることが適当であると認めるときは、同項の校長に対し、その旨を通知しなければならない。

第十二条の二 学齢児童及び学齢生徒のうち視覚障害者等で小学校、中学校又は中等教育学校に在学するものうち、その障害の状態、その者の教育上必要な支援の内容、地域における教育の体制の整備の状況その他の事情の変化によりこれらの小学校、中学校又は中等教育学校に就学させることが適当でなくなつたと思料するものがあるときは、当該学齢児童又は学齢生徒の在学する小学校、中学校又は中等教育学校の校長は、当該学齢児童又は学齢生徒の住所の存する市町村の教育委員会に対し、速やかに、その旨を通知しなければならない。

2 (略)

3 第一項の規定による通知を受けた市町村の教育委員会は、同項の通知を受けた学齢児童又は学齢生徒について現に在学する小学校、中学校又は中等教育学校に引き続き就学させることが適当であると認めるときは、同項の校長に対し、その旨を通知しなければならない。

(校長の義務)

第十九条 小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校及び特別支援学校の校長は、常に、その学校に在学する学齢児童又は学齢生徒の出席状況を明らかにしておかなければならない。

第二十条 小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校及び特別支援学校の校長は、当該学校に在学する学齢児童又は学齢生徒が、休業日を除き引き続き七日間出席せず、その他その出席状況が良好でない場合において、その出席させないことについて保護者に正当な事由がないと認められるときは、速やかに、その旨を当該学齢児童又は学齢生徒の住所の存する市町村の教育委員会に通知しなければならない。

(全課程修了者の通知)

第二十二条 小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校及び特別支援学校の校長は、毎学年の終了後、速やかに、小学校、中学校、義務教育学校の前期課程若しくは後期課程、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部若しくは中学部の全課程を修了した者の氏名をその者の住所の存する市町村の教育委員会に通知しなければならない。

(市町村立小中学校等の設置廃止等についての届出)

第二十五条 市町村の教育委員会は、当該市町村の設置する小学校、中学校又は義務教育学校(第五号の場合にあつては、特別支援学校の小学部及び中学部を含む。)について次に掲げる事由があるときは、その旨を

(校長の義務)

第十九条 小学校、中学校、中等教育学校及び特別支援学校の校長は、常に、その学校に在学する学齢児童又は学齢生徒の出席状況を明らかにしておかなければならない。

第二十条 小学校、中学校、中等教育学校及び特別支援学校の校長は、当該学校に在学する学齢児童又は学齢生徒が、休業日を除き引き続き七日間出席せず、その他その出席状況が良好でない場合において、その出席させないことについて保護者に正当な事由がないと認められるときは、速やかに、その旨を当該学齢児童又は学齢生徒の住所の存する市町村の教育委員会に通知しなければならない。

(全課程修了者の通知)

第二十二条 小学校、中学校、中等教育学校及び特別支援学校の校長は、毎学年の終了後、速やかに、小学校、中学校、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部若しくは中学部の全課程を修了した者の氏名をその者の住所の存する市町村の教育委員会に通知しなければならない。

(市町村立小中学校等の設置廃止等についての届出)

第二十五条 市町村の教育委員会は、当該市町村の設置する小学校又は中学校(第五号の場合にあつては、特別支援学校の小学部及び中学部を含む。)について次に掲げる事由があるときは、その旨を都道府県の教育

都道府県の教育委員会に届け出なければならない。

一〇五 (略)

(法第三十四条第三項の審議会等)

第四十一条 法第三十四条第三項(法第四十九条、第四十九条の八、第六十二条、第七十条第一項及び第八十二条において準用する場合を含む。第六)に規定する審議会等は、教科用図書検定調査審議会とする。

委員会に届け出なければならない。

一〇五 (略)

(法第三十四条第三項の審議会等)

第四十一条 法第三十四条第三項(法第四十九条、第六十二条、第七十条第一項及び第八十二条において準用する場合を含む。)に規定する審議会等は、教科用図書検定調査審議会とする。

○公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律施行令（昭和三十三年政令第二百二号）

（傍線部分は改正部分）

<p>改正案</p>	<p>（数学年の児童又は生徒を一学級に編制する場合の標準） 第一条 公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律（以下「法」という。）第三条第一項ただし書の規定に基づく学級の編制は、次の表の上欄に掲げる児童又は生徒の数の区分に応じ、同表の下欄に掲げる児童又は生徒で行うものとする。</p>	<p>（数学年の児童又は生徒を一学級に編制する場合の標準） 第一条 公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律（以下「法」という。）第三条第一項ただし書の規定に基づく学級の編制は、次の表の上欄に掲げる児童又は生徒の数の区分に応じ、同表の下欄に掲げる児童又は生徒で行うものとする。</p>
<p>現行</p>	<p>児童又は生徒の数</p>	<p>児童又は生徒の数</p>
<p>改正案</p>	<p>一学級に編制する児童又は生徒</p>	<p>一学級に編制する児童又は生徒</p>
<p>改正案</p>	<p>当該児童</p>	<p>当該児童</p>
<p>改正案</p>	<p>小学校（義務教育学校の前期課程を含む。以下この条において同じ。）の第一学年の児童の数と当該学年に引き続く一の学年の児童の数との合計数が八人以下である場合（当該引き続く一の学年が小学校の第二学年以外の学年である場合で、小学校の第一学年又は当該引き続く一の学年のいずれかの児童の数が四人を超えるときを除く。）</p>	<p>小学校の第一学年の児童の数と当該学年に引き続く一の学年の児童の数との合計数が八人以下である場合（当該引き続く一の学年が小学校の第二学年以外の学年である場合で、小学校の第一学年又は当該引き続く一の学年のいずれかの児童の数が四人を超えるときを除く。）</p>

<p>小学校の引き続き二の学年（第一学年を含むものを除く。）の児童の数の合計数が十六人以下である場合（当該引き続き二の学年が一の学年と当該学年より一学年上の学年及び一学年下の学年以外の学年とである場合で、当該引き続き二の学年のいずれかの児童の数が八人を超えるときを除く。）</p>	<p>当該児童</p>
<p>中学校（義務教育学校の後期課程及び中等教育学校の前期課程を含む。以下この条において同じ。）の引き続き二の学年の生徒の数の合計数が八人以下である場合（当該引き続き二の学年が中学校の第一学年と第三学年とである場合で、これらの学年のいずれかの生徒の数が四人を超えるときを除く。）</p>	<p>当該生徒</p>
<p>小学校又は中学校の特別支援学級に編制する二以上の学年の児童又は生徒の数の合計数が八人以下である場合</p>	<p>当該児童又は生徒</p>
<p>特別支援学校の小学部又は中学部の重複障害学級（法第三条第三項の規定により文部科学大臣が定める障害を二以上併せ有する児童又は生徒</p>	<p>当該児童又は生徒</p>

<p>小学校の引き続き二の学年（第一学年を含むものを除く。）の児童の数の合計数が十六人以下である場合（当該引き続き二の学年が一の学年と当該学年より一学年上の学年及び一学年下の学年以外の学年とである場合で、当該引き続き二の学年のいずれかの児童の数が八人を超えるときを除く。）</p>	<p>当該児童</p>
<p>中学校（中等教育学校の前期課程を含む。以下この条において同じ。）の引き続き二の学年の生徒の数の合計数が八人以下である場合（当該引き続き二の学年が中学校の第一学年と第三学年とである場合で、これらの学年のいずれかの生徒の数が四人を超えるときを除く。）</p>	<p>当該生徒</p>
<p>小学校又は中学校の特別支援学級に編制する二以上の学年の児童又は生徒の数の合計数が八人以下である場合</p>	<p>当該児童又は生徒</p>
<p>特別支援学校の小学部又は中学部の重複障害学級（法第三条第三項の規定により文部科学大臣が定める障害を二以上併せ有する児童又は生徒</p>	<p>当該児童又は生徒</p>

で編制する学級をいう。)に編制する二以上の学年の児童又は生徒の数の合計数が三人以下である場合

(複数の教頭及び教諭等の協力による指導が行われる場合等における教頭及び教諭等の数の算定)

第二条 法第七条第二項の政令で定める数は、都道府県の教育委員会が小学校、中学校若しくは義務教育学校又は中等教育学校の前期課程において行われる複数の教頭及び教諭等(同条第一項に規定する教頭及び教諭等をいう。以下この条及び第七条において同じ。)の協力による指導に係る授業時数及び児童又は生徒の数、小学校、中学校若しくは義務教育学校又は中等教育学校の前期課程において行われる少数の児童又は生徒により構成される集団を単位とした指導に係る授業時数及び児童又は生徒の数、中学校、義務教育学校の後期課程又は中等教育学校の前期課程において開設される選択教科の数及び授業時数並びに当該選択教科の履修に係る生徒の数、小学校又は義務教育学校の前期課程において行われる専門的な知識又は技能に係る教科等に関する専門的な指導に係る授業時数及び児童の数その他の事情を勘案して教頭及び教諭等を置くことについての配慮を必要とする)と認める学校の数等を考慮し、文部科学大臣が定める数とする。

(養護教諭等の数の算定)

で編制する学級をいう。)に編制する二以上の学年の児童又は生徒の数の合計数が三人以下である場合

(複数の教頭及び教諭等の協力による指導が行われる場合等における教頭及び教諭等の数の算定)

第二条 法第七条第二項の政令で定める数は、都道府県の教育委員会が小学校若しくは中学校又は中等教育学校の前期課程において行われる複数の教頭及び教諭等(同条第一項に規定する教頭及び教諭等をいう。以下この条及び第七条において同じ。)の協力による指導に係る授業時数及び児童又は生徒の数、小学校若しくは中学校又は中等教育学校の前期課程において行われる少数の児童又は生徒により構成される集団を単位とした指導に係る授業時数及び児童又は生徒の数、中学校又は中等教育学校の前期課程において開設される選択教科の数及び授業時数並びに当該選択教科の履修に係る生徒の数、小学校において行われる専門的な知識又は技能に係る教科等に関する専門的な指導に係る授業時数及び児童の数その他の事情を勘案して教頭及び教諭等を置くことについての配慮を必要とする)と認める学校の数等を考慮し、文部科学大臣が定める数とする。

(養護教諭等の数の算定)

第三条 法第八条第三号の政令で定めるところにより算定する数は、次に定めるところにより算定した数を合計した数とする。

一 医療機関（医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第一条の五に規定する病院又は診療所（医師が常駐していないもの及び歯科医業のみを行うものを除く。）をいう。次号において同じ。）が存しない市町村で二学級以下の小学校（義務教育学校の前期課程を含む。同号において同じ。）若しくは中学校（義務教育学校の後期課程を含む。同号において同じ。）又は中等教育学校の前期課程を設置するものの数に一を乗じて得た数

二 医療機関が存しない離島地域（島の全部又は一部の地域で離島振興法（昭和二十八年法律第七十二号）第二条第一項の規定に基づく離島振興対策実施地域の指定に係るもの、奄美群島振興開発特別措置法（昭和二十九年法律第八十九号）第一条に規定する奄美群島の区域内に存する島の地域及び沖縄振興特別措置法（平成十四年法律第十四号）第三条第三号に規定する離島の地域をいう。）で当該離島地域内に二学級以下の小学校若しくは中学校又は中等教育学校の前期課程の存するもの（以下この号において「小規模校所在離島地域」という。）の数に一を乗じて得た数（小規模校所在離島地域のみをその区域とする市町村が存する場合には、当該乗じて得た数から当該市町村の数に一を乗じて得た数を減ずるものとする。）

2
(略)

(事務職員の数の算定)

第三条 法第八条第三号の政令で定めるところにより算定する数は、次に定めるところにより算定した数を合計した数とする。

一 医療機関（医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第一条の五に規定する病院又は診療所（医師が常駐していないもの及び歯科医業のみを行うものを除く。）をいう。次号において同じ。）が存しない市町村で二学級以下の小学校若しくは中学校又は中等教育学校の前期課程を設置するものの数に一を乗じて得た数

二 医療機関が存しない離島地域（島の全部又は一部の地域で離島振興法（昭和二十八年法律第七十二号）第二条第一項の規定に基づく離島振興対策実施地域の指定に係るもの、奄美群島振興開発特別措置法（昭和二十九年法律第八十九号）第一条に規定する奄美群島の区域内に存する島の地域及び沖縄振興特別措置法（平成十四年法律第十四号）第三条第三号に規定する離島の地域をいう。）で当該離島地域内に二学級以下の小学校若しくは中学校又は中等教育学校の前期課程の存するもの（以下この号において「小規模校所在離島地域」という。）の数に一を乗じて得た数（小規模校所在離島地域のみをその区域とする市町村が存する場合には、当該乗じて得た数から当該市町村の数に一を乗じて得た数を減ずるものとする。）

2
(略)

(事務職員の数の算定)

第四条 (略)

2 法第九条第四号の政令で定める小学校(義務教育学校の前期課程を含む。以下この項において同じ。)若しくは中学校(義務教育学校の後期課程を含む。以下この項において同じ。)又は中等教育学校の前期課程は、同号に規定する児童又は生徒の数が百人以上の小学校若しくは中学校又は中等教育学校の前期課程で、当該数のその学校における児童又は生徒の総数に対する割合が百分の二十五以上であるものとする。

(教職員定数の算定に関する特例)

第五条 法第十五条第一号の政令で定める教育上特別の配慮を必要とする事情は、次の各号のいずれかに該当することとし、同条の規定により教職員の数を加える場合においては、法第七条第一項の規定により統合前の各学校について算定した教職員の数の合計数と同項の規定により統合後の学校について算定した教職員の数の合計数との差を考慮して文部科学大臣が定める数を同条の規定により算定した数に加えるものとする。

一 (略)

- 二 平成十七年四月一日以降に行われた地方自治法第七条第一項又は第三項の規定による申請に係る市町村の合併(市町村の合併の特例に関する法律(平成十六年法律第五十九号)第二条第一項に規定する市町村の合併をいう。)が平成三十二年三月三十一日までに行われ、かつ、市町村の合併の特例に関する法律第六条第一項の規定に基づき作成された合併市町村基本計画に基づく統合のため教育上特別の配慮を必要とする認められる小学校、中学校若しくは義務教育学校又は中等

第四条 (略)

2 法第九条第四号の政令で定める小学校若しくは中学校又は中等教育学校の前期課程は、同号に規定する児童又は生徒の数が百人以上の小学校若しくは中学校又は中等教育学校の前期課程で、当該数のその学校における児童又は生徒の総数に対する割合が百分の二十五以上であるものとする。

(教職員定数の算定に関する特例)

第五条 法第十五条第一号の政令で定める教育上特別の配慮を必要とする事情は、次の各号のいずれかに該当することとし、同条の規定により教職員の数を加える場合においては、法第七条第一項の規定により統合前の各学校について算定した教職員の数の合計数と同項の規定により統合後の学校について算定した教職員の数の合計数との差を考慮して文部科学大臣が定める数を同条の規定により算定した数に加えるものとする。

一 (略)

- 二 平成十七年四月一日以降に行われた地方自治法第七条第一項又は第三項の規定による申請に係る市町村の合併(市町村の合併の特例に関する法律(平成十六年法律第五十九号)第二条第一項に規定する市町村の合併をいう。)が平成三十二年三月三十一日までに行われ、かつ、市町村の合併の特例に関する法律第六条第一項の規定に基づき作成された合併市町村基本計画に基づく統合のため教育上特別の配慮を必要とする認められる小学校若しくは中学校又は中等教育学校の前期

教育学校の前期課程であつてその統合の日から五年を経過しないものが存すること。

2 法第十五条第二号の政令で定める特別の指導は、次の各号に掲げる指導とし、同条の規定により教職員の数を加える場合においては、それぞれ当該各号に掲げる数を当該各号に定める法の規定により算定した数に加えるものとする。

一 小学校、中学校若しくは義務教育学校又は中等教育学校の前期課程において、学習指導上、生徒指導上又は進路指導上特別の配慮が必要と認められる事情を有する児童又は生徒に対して当該事情に応じた特別の指導が行われる場合にあつては、当該指導が行われる学校の数等を考慮して文部科学大臣が定める数 第七条

二 小学校、中学校若しくは義務教育学校又は中等教育学校の前期課程において、心身の健康を害している児童又は生徒に対してその回復のための特別の指導が行われる場合にあつては、当該指導が行われる学校の数等を考慮して文部科学大臣が定める数 第八条

三 小学校、中学校若しくは義務教育学校又は中等教育学校の前期課程（法第八条の二第三号の規定により栄養教諭等（同条に規定する栄養教諭等をいう。第七条第一項において同じ。）の数を算定する場合にあつては、共同調理場（学校給食法（昭和二十九年法律第六十号）第六条に規定する施設をいう。第六項及び第七条第一項において同じ。）に係る小学校、中学校若しくは義務教育学校又は中等教育学校の前期課程とする。）において、著しく肥満している児童又は生徒その他の飲食に関して特別の注意が必要である児童又は生徒に対して食生

課程であつてその統合の日から五年を経過しないものが存すること。

2 法第十五条第二号の政令で定める特別の指導は、次の各号に掲げる指導とし、同条の規定により教職員の数を加える場合においては、それぞれ当該各号に掲げる数を当該各号に掲げる法の規定により算定した数に加えるものとする。

一 小学校若しくは中学校又は中等教育学校の前期課程において、学習指導上、生徒指導上又は進路指導上特別の配慮が必要と認められる事情を有する児童又は生徒に対して当該事情に応じた特別の指導が行われる場合にあつては、当該指導が行われる学校の数等を考慮して文部科学大臣が定める数 第七条

二 小学校若しくは中学校又は中等教育学校の前期課程において、心身の健康を害している児童又は生徒に対してその回復のための特別の指導が行われる場合にあつては、当該指導が行われる学校の数等を考慮して文部科学大臣が定める数 第八条

三 小学校若しくは中学校又は中等教育学校の前期課程（法第八条の二第三号の規定により栄養教諭等（同条に規定する栄養教諭等をいう。第七条第一項において同じ。）の数を算定する場合にあつては、共同調理場（学校給食法（昭和二十九年法律第六十号）第六条に規定する施設をいう。第六項及び第七条第一項において同じ。）に係る小学校若しくは中学校又は中等教育学校の前期課程とする。）において、著しく肥満している児童又は生徒その他の飲食に関して特別の注意が必要である児童又は生徒に対して食生活の改善のための特別の指導が

活の改善のための特別の指導が行われる場合にあっては、当該指導が行われる学校の数等を考慮して文部科学大臣が定める数 第八条の二

3 (略)

4 法第十五条第四号の政令で定める事情は、主幹教諭（養護又は栄養の指導及び管理をつかさどる主幹教諭を除く。）を置く小学校、中学校若しくは義務教育学校又は中等教育学校の前期課程について、当該主幹教諭の職務の内容並びに当該学校の規模、教職員の配置の状況その他の組織及び運営の状況を勘案し、当該学校の効果的かつ効率的な運営を図るため、当該主幹教諭がその校務の整理に係る職責を十分に果たすことができるよう、当該学校の人的体制の整備を行うことが特に必要であると認められることとし、同条の規定により教職員の数を加える場合においては、当該整備を行うことが特に必要であると認められる学校の数等を考慮して文部科学大臣が定める数を法第七条の規定により算定した数に加えるものとする。

5 法第十五条第五号の政令で定める事情は、小学校、中学校若しくは義務教育学校又は中等教育学校の前期課程について、当該学校を含む複数の義務教育諸学校において多様な人材の活用、情報化の促進等により多様な教育が行われる場合に当該学校がそのための事務処理の拠点となっていることとし、同条の規定により教職員の数を加える場合においては、当該拠点となつてい学校の数等を考慮して文部科学大臣が定める数を法第九条の規定により算定した数に加えるものとする。

6 (略)

行われる場合にあっては、当該指導が行われる学校の数等を考慮して文部科学大臣が定める数 第八条の二

3 (略)

4 法第十五条第四号の政令で定める事情は、主幹教諭（養護又は栄養の指導及び管理をつかさどる主幹教諭を除く。）を置く小学校若しくは中学校又は中等教育学校の前期課程について、当該主幹教諭の職務の内容並びに当該学校の規模、教職員の配置の状況その他の組織及び運営の状況を勘案し、当該学校の効果的かつ効率的な運営を図るため、当該主幹教諭がその校務の整理に係る職責を十分に果たすことができるよう、当該学校の人的体制の整備を行うことが特に必要であると認められることとし、同条の規定により教職員の数を加える場合においては、当該整備を行うことが特に必要であると認められる学校の数等を考慮して文部科学大臣が定める数を法第七条の規定により算定した数に加えるものとする。

5 法第十五条第五号の政令で定める事情は、小学校若しくは中学校又は中等教育学校の前期課程について、当該学校を含む複数の義務教育諸学校において多様な人材の活用、情報化の促進等により多様な教育が行われる場合に当該学校がそのための事務処理の拠点となっていることとし、同条の規定により教職員の数を加える場合においては、当該拠点となつてい学校の数等を考慮して文部科学大臣が定める数を法第九条の規定により算定した数に加えるものとする。

6 (略)

(教職員定数の短時間勤務の職を占める者等の数への換算の方法)

第七条 法第十七条第一項の規定により教職員の数を校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、講師、寄宿舎指導員、学校栄養職員又は事務職員で地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める者（以下この項において「短時間勤務職員」という。）の数に換算する場合には、公立の小学校、中学校及び義務教育学校並びに中等教育学校の前期課程（共同調理場を含む。）の教職員の数に係る場合にあつては校長、教頭及び教諭等、養護教諭等（法第八条に規定する養護教諭等をいう。以下この項において同じ。）、栄養教諭等又は事務職員の別、公立の特別支援学校の小学部及び中学部の教職員の数に係る場合にあつては校長、教頭及び教諭等、養護教諭等、栄養教諭等、寄宿舎指導員又は事務職員の別ごとに、第一号に掲げる数が第二号に掲げる数と等しくなる場合における当該条件を満たす短時間勤務職員の数に換算するものとする。

一 換算しようとする教職員の数

二 短時間勤務職員の一週間当たりの通常の勤務時間数（以下この条において「週当たり勤務時間数」という。）による区分ごとに当該週当たり勤務時間数に当該区分に係る短時間勤務職員の数を乗じて得た数の合計数を四十で除して得た数（一未満の端数を生じた場合にあつては、小数点以下第一位の数字が五以上であるときは一に切り上げ、四以下であるときは切り捨てる。次項において同じ。）

2 法第十七条第二項の規定により教頭及び教諭等の数を同項に規定する

(教職員定数の短時間勤務の職を占める者等の数への換算の方法)

第七条 法第十七条第一項の規定により教職員の数を校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、講師、寄宿舎指導員、学校栄養職員又は事務職員で地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める者（以下この項において「短時間勤務職員」という。）の数に換算する場合には、公立の小学校及び中学校並びに中等教育学校の前期課程（共同調理場を含む。）の教職員の数に係る場合にあつては校長、教頭及び教諭等、養護教諭等（法第八条に規定する養護教諭等をいう。以下この項において同じ。）、栄養教諭等又は事務職員の別、公立の特別支援学校の小学部及び中学部の教職員の数に係る場合にあつては校長、教頭及び教諭等、養護教諭等、栄養教諭等、寄宿舎指導員又は事務職員の別ごとに、第一号に掲げる数が第二号に掲げる数と等しくなる場合における当該条件を満たす短時間勤務職員の数に換算するものとする。

一 換算しようとする教職員の数

二 短時間勤務職員の一週間当たりの通常の勤務時間数（以下この条において「週当たり勤務時間数」という。）による区分ごとに当該週当たり勤務時間数に当該区分に係る短時間勤務職員の数を乗じて得た数の合計数を四十で除して得た数（一未満の端数を生じた場合にあつては、小数点以下第一位の数字が五以上であるときは一に切り上げ、四以下であるときは切り捨てる。次項において同じ。）

2 法第十七条第二項の規定により教頭及び教諭等の数を同項に規定する

非常勤の講師（以下この項において単に「非常勤の講師」という。）の
数に換算する場合においては、公立の小学校、中学校及び義務教育学校
並びに中等教育学校の前期課程の教頭及び教諭等又は公立の特別支援学
校の小学部及び中学部の教頭及び教諭等ごとに、第一号に掲げる数が第
二号に掲げる数と等しくなる場合における当該条件を満たす非常勤の講
師の数に換算するものとする。

一 換算しようとする教頭及び教諭等の数

二 非常勤の講師の週当たり勤務時間数による区分ごとに当該週当たり
勤務時間数に当該区分に係る非常勤の講師の数を乗じて得た数の合計
数を四十で除して得た数

非常勤の講師（以下この項において単に「非常勤の講師」という。）の
数に換算する場合においては、公立の小学校及び中学校並びに中等教育
学校の前期課程の教頭及び教諭等又は公立の特別支援学校の小学部及び
中学部の教頭及び教諭等ごとに、第一号に掲げる数が第二号に掲げる数
と等しくなる場合における当該条件を満たす非常勤の講師の数に換算す
るものとする。

一 換算しようとする教頭及び教諭等の数

二 非常勤の講師の週当たり勤務時間数による区分ごとに当該週当たり
勤務時間数に当該区分に係る非常勤の講師の数を乗じて得た数の合計
数を四十で除して得た数

○義務教育費国庫負担法第二条ただし書の規定に基づき教職員の給与及び報酬等に要する経費の国庫負担額の最高限度を定める政令（平成十六年政令第五十七号）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（定義）</p> <p>第一条 この政令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一～三 （略）</p> <p>四 教員基礎給料月額 各都道府県ごとに、当該年度の五月一日に在職する公立の小学校、中学校及び義務教育学校並びに中等教育学校の前期課程（都道府県立の小学校、中学校（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第七十一条の規定により高等学校における教育と一貫した教育を施すものを除く。）及び義務教育学校を除く。以下「小学校等」という。）の一般教職員（栄養教諭等（学校給食法（昭和二十九年法律第六十号）第七条に規定する職員をいう。以下同じ。）、寄宿舎指導員及び事務職員を除く。以下この号において同じ。）の一人当たりの給料（給料の調整額及び教職調整額を除く。以下同じ。）の月額として、国家公務員の俸給、学校教育の水準の維持向上のための義務教育諸学校の教育職員の人材確保に関する特別措置法（昭和四十九年法律第二号。以下「人材確保法」という。）第三条の規定により講じられている措置及び当該都道府県における経験年数別の公立の</p>	<p>（定義）</p> <p>第一条 この政令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一～三 （略）</p> <p>四 教員基礎給料月額 各都道府県ごとに、当該年度の五月一日に在職する公立の小学校及び中学校並びに中等教育学校の前期課程（都道府県立の小学校及び中学校（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第七十一条の規定により高等学校における教育と一貫した教育を施すものを除く。）を除く。以下「小学校等」という。）の一般教職員（栄養教諭等（学校給食法（昭和二十九年法律第六十号）第七条に規定する職員をいう。以下同じ。）、寄宿舎指導員及び事務職員を除く。以下この号において同じ。）の一人当たりの給料（給料の調整額及び教職調整額を除く。以下同じ。）の月額として、国家公務員の俸給、学校教育の水準の維持向上のための義務教育諸学校の教育職員の人材確保に関する特別措置法（昭和四十九年法律第二号。以下「人材確保法」という。）第三条の規定により講じられている措置及び当該都道府県における経験年数別の公立の小学校等の一般教職員の実数等</p>

小学校等の一般教職員の実数等を勘案して文部科学省令で定めるところにより算定した額をいう。

五〇十一 (略)

を勘案して文部科学省令で定めるところにより算定した額をいう。

五〇十一 (略)

		改 正 案	現 行
小学校	学校の種類	特別教室の種類	特別教室の種類
		理科教室、生活教室、音楽教室、 <u>図画工作教室</u> 、家庭	理科教室、生活教室、音楽教室、 <u>図画工作教室</u> 、家庭
		<p>（教室の不足の範囲）</p> <p>第三条 法第三条第一項第一号の教室の不足の範囲は、当該学校の保有する教室について、普通教室の数若しくは総面積、次の表に掲げる特別教室の種類ごとの数の合計数若しくはこれらの特別教室の総面積又は多目的教室（複数の学級の児童又は生徒を対象とする授業その他多様な指導方法による授業又は課外指導で普通教室又は特別教室において行うことが困難と認められるものの用に供するものとして設けられる教室で、併せて児童又は生徒の学校生活の用に供することができるものをいう。以下この項及び第七条第一項において同じ。）の総面積若しくは多目的教室及び少人数授業用教室（専ら少数の児童又は生徒により構成される集団を単位として行う授業の用に供するものとして設けられる教室をいう。同項第一号において同じ。）の総面積が学級数（法第二条第三項の学級数をいう。以下同じ。）に応じ文部科学大臣が定める基準に達しない場合とする。</p>	<p>（教室の不足の範囲）</p> <p>第三条 法第三条第一項第一号の教室の不足の範囲は、当該学校の保有する教室について、普通教室の数若しくは総面積、次の表に掲げる特別教室の種類ごとの数の合計数若しくはこれらの特別教室の総面積又は多目的教室（複数の学級の児童又は生徒を対象とする授業その他多様な指導方法による授業又は課外指導で普通教室又は特別教室において行うことが困難と認められるものの用に供するものとして設けられる教室で、併せて児童又は生徒の学校生活の用に供することができるものをいう。以下この項及び第七条第一項において同じ。）の総面積若しくは多目的教室及び少人数授業用教室（専ら少数の児童又は生徒により構成される集団を単位として行う授業の用に供するものとして設けられる教室をいう。同項第一号において同じ。）の総面積が学級数（法第二条第三項の学級数をいう。以下同じ。）に応じ文部科学大臣が定める基準に達しない場合とする。</p>

中学校	教室、視聴覚教室、コンピュータ教室、図書室、特別活動室、教育相談室
義務教育学校	理科教室、音楽教室、美術教室、技術教室、家庭教室、外国語教室、視聴覚教室、コンピュータ教室、図書室、特別活動室、教育相談室、進路資料・指導室

2 (略)

(適正な学校規模の条件)

第四条 法第三条第一項第四号の適正な規模の条件は、次に掲げるものとする。

一 学級数が、小学校及び中学校にあつてはおおむね十二学級から十八学級まで、義務教育学校にあつてはおおむね十八学級から二十七学級までであること。

二 通学距離が、小学校にあつてはおおむね四キロメートル以内、中学校及び義務教育学校にあつてはおおむね六キロメートル以内であること。

中学校	教室、視聴覚教室、コンピュータ教室、図書室、特別活動室、教育相談室
	理科教室、音楽教室、美術教室、技術教室、家庭教室、外国語教室、視聴覚教室、コンピュータ教室、図書室、特別活動室、教育相談室、進路資料・指導室

2 (略)

(適正な学校規模の条件)

第四条 法第三条第一項第四号の適正な規模の条件は、次の各号に掲げるものとする。

一 学級数がおおむね十二学級から十八学級までであること。

二 通学距離が、小学校にあつてはおおむね四キロメートル以内、中学校にあつてはおおむね六キロメートル以内であること。

と。

2 五学級以下の学級数の小学校若しくは中学校又は八学級以下の学級数の義務教育学校と前項第一号に規定する学級数の学校とを統合する場合においては、同号中「十八学級まで」とあるのは「二十四学級まで」と、「二十七学級」とあるのは「三十六学級」とする。

3 (略)

(学級数に応ずる必要面積)

第七条 法第六条第一項前段の校舎に係る政令で定める面積は、小学校、中学校（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第七十一条の規定により高等学校における教育と一貫した教育を施すものを除く。以下同じ。）、義務教育学校又は中等教育学校等（法第三条第一項第二号の二に規定する中等教育学校等をいう。以下同じ。）にあつては、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める面積とする。

一 特別支援学級を置かない小学校、中学校又は中等教育学校等 当該学校（中等教育学校の前期課程を含む。以下同じ。）の学級数に応じ、次の表に掲げる算式により計算した面積（多目的教室を設ける小学校にあつては当該面積に一・一〇八（多目的教室のほかに少人数授業用教室を設ける場合及び多目的教室の全部又は一部が少数の児童又は生徒により構成される集団を単位として行う授業のための可動式間仕切りその他の設備を有するものである場合（以下この項において「少人数授業用教室等を設ける場合」という。）には、一・一八〇）を、多目的教室を設ける中学校又は中等教育学校等にあつては当該面積に

2 五学級以下の学級数の学校と前項第一号に規定する学級数の学校とを統合する場合においては、同項同号中「十八学級」とあるのは、「二十四学級」とする。

3 (略)

(学級数に応ずる必要面積)

第七条 法第六条第一項前段の校舎に係る政令で定める面積は、小学校、中学校（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第七十一条の規定により高等学校における教育と一貫した教育を施すものを除く。以下同じ。）、又は中等教育学校等（法第三条第一項第二号の二に規定する中等教育学校等をいう。以下同じ。）にあつては、次の各号の区分に応じ、当該各号に掲げる面積とする。

一 特別支援学級を置かない小学校、中学校又は中等教育学校等 当該学校（中等教育学校の前期課程を含む。以下同じ。）の学級数に応じ、次の表に掲げる算式により計算した面積（多目的教室を設ける小学校にあつては当該面積に一・一〇八（多目的教室のほかに少人数授業用教室を設ける場合及び多目的教室の全部又は一部が少数の児童又は生徒により構成される集団を単位として行う授業のための可動式間仕切りその他の設備を有するものである場合（以下この項において「少人数授業用教室等を設ける場合」という。）には、一・一八〇）を、多目的教室を設ける中学校又は中等教育学校等にあつては当該面積に

一・〇八五（少人数授業用教室等を設ける場合には、一・一〇五）を乗じて得た面積）

（表略）

二 特別支援学級を置く小学校、中学校又は中等教育学校等 当該学校の学級数から特別支援学級の数を控除した学級数に応じ、前号の規定の例により計算した面積に、一六八平方メートルに当該学校の特別支援学級の数を乗じて得た面積（多目的教室を設ける小学校にあつては当該面積に一・一〇八（少人数授業用教室等を設ける場合には、一・一八〇）を、多目的教室を設ける中学校又は中等教育学校等にあつては当該面積に一・〇八五（少人数授業用教室等を設ける場合には、一・一〇五）を乗じて得た面積）を加えた面積

三 義務教育学校 当該義務教育学校の前期課程を小学校と、当該義務教育学校の後期課程を中学校とそれぞれみなして前二号の規定の例により計算した面積を合計した面積

2 (略)

3 法第六条第一項前段の屋内運動場に係る政令で定める面積は、小学校、中学校、中等教育学校等又は特別支援学校にあつては、当該学校の学級数に応じ、次の表に掲げる面積とする。ただし、当該学校が視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者又は病弱者である児童等及び肢体不自由者である児童等に対する教育を行う特別支援学校である場合には、文部科学大臣が財務大臣と協議して定める面積とする。

（表略）

4 法第六条第一項前段の屋内運動場に係る政令で定める面積は、義務教

一・〇八五（少人数授業用教室等を設ける場合には、一・一〇五）を乗じて得た面積）

（表略）

二 特別支援学級を置く小学校、中学校又は中等教育学校等 当該学校の学級数から特別支援学級の数を控除した学級数に応じ、前号の規定の例により計算した面積に、一六八平方メートルに当該学校の特別支援学級の数を乗じて得た面積（多目的教室を設ける小学校にあつては当該面積に一・一〇八（少人数授業用教室等を設ける場合には、一・一八〇）を、多目的教室を設ける中学校又は中等教育学校等にあつては当該面積に一・〇八五（少人数授業用教室等を設ける場合には、一・一〇五）を乗じて得た面積）を加えた面積

（新設）

2 (略)

3 法第六条第一項前段の屋内運動場に係る政令で定める面積は、当該学校の学級数に応じ、次の表に掲げる面積とする。ただし、当該学校が視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者又は病弱者である児童等及び肢体不自由者である児童等に対する教育を行う特別支援学校である場合には、文部科学大臣が財務大臣と協議して定める面積とする。

（表略）

（新設）

育学校にあつては、当該義務教育学校の前期課程を小学校と、当該義務教育学校の後期課程を中学校とそれぞれみなして前項の規定の例により計算した面積を合計した面積とする。

5| 法第六条第一項後段の規定に基づき当該学校の所在地の積雪寒冷度に応じて行_レうべき補正は、一級積雪寒冷地域又は二級積雪寒冷地域にある学校の校舎又は屋内運動場について、文部科学大臣が財務大臣と協議して定める面積を加えて行_レうものとする。

6| (略)

(児童生徒一人当たりの基準面積)

第八条 (略)

2・3 (略)

4 法第六条第二項の規定に基づき当該学校の所在地の積雪寒冷度に応じて行_レうべき補正については、前条第五項及び第六項の規定を準用する。

4| 法第六条第一項後段の規定に基づき当該学校の所在地の積雪寒冷度に応じて行_レなうべき補正は、一級積雪寒冷地域又は二級積雪寒冷地域にある学校の校舎又は屋内運動場について、文部科学大臣が財務大臣と協議して定める面積を加えて行_レなうものとする。

5| (略)

(児童生徒一人当たりの基準面積)

第八条 (略)

2・3 (略)

4 法第六条第二項の規定に基づき当該学校の所在地の積雪寒冷度に応じて行_レうべき補正については、前条第四項及び第五項の規定を準用する。

○地方財政法施行令（昭和二十三年政令第二百六十七号）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（市町村が住民にその負担を転嫁してはならない経費）</p> <p>第五十二条 法第二十七条の四に規定する経費で政令で定めるものは、次に掲げるものとする。</p> <p>一 市町村の職員の給与に要する経費</p> <p>二 市町村立の小学校、中学校及び義務教育学校の建物の維持及び修繕に要する経費</p>	<p>（市町村が住民にその負担を転嫁してはならない経費）</p> <p>第五十二条 法第二十七条の四に規定する経費で政令で定めるものは、次に掲げるものとする。</p> <p>一 市町村の職員の給与に要する経費</p> <p>二 市町村立の小学校及び中学校の建物の維持及び修繕に要する経費</p>

改 正 案	現 行
<p>（公共施設）</p> <p>第一条 都市再開発法（以下「法」という。）第二条第四号の政令で定める公共の用に供する施設は、緑地、下水道、河川、運河、水路並びに学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第二条第二項に規定する公立学校のうち小学校、中学校及び義務教育学校とする。</p> <p>（管理者等が工事を行うことができる公共施設）</p> <p>第四十条の三 法第九十九条の十の政令で定める公共施設は、道路法第三条第二号の一般国道及び同法第四十八条の四に規定する自動車専用道路、下水道法（昭和三十三年法律第七十九号）第二条第三号に規定する公共下水道及び同条第四号に規定する流域下水道、河川法（昭和三十九年法律第六十七号）第三条第一項に規定する河川並びに学校教育法第二条第二項に規定する公立学校のうち小学校、中学校及び義務教育学校とする。</p> <p>（重要な公共施設）</p> <p>第四十七条 法第二百一十一条第一項の政令で定める重要な公共施設は、次に掲げるものとする。</p>	<p>（公共施設）</p> <p>第一条 都市再開発法（以下「法」という。）第二条第四号の政令で定める公共の用に供する施設は、緑地、下水道、河川、運河、水路並びに学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第二条第二項に規定する公立学校のうち小学校及び中学校とする。</p> <p>（管理者等が工事を行うことができる公共施設）</p> <p>第四十条の三 法第九十九条の十の政令で定める公共施設は、道路法第三条第二号の一般国道及び同法第四十八条の四に規定する自動車専用道路、下水道法（昭和三十三年法律第七十九号）第二条第三号に規定する公共下水道及び同条第四号に規定する流域下水道、河川法（昭和三十九年法律第六十七号）第三条第一項に規定する河川並びに学校教育法第二条第二項に規定する公立学校のうち小学校及び中学校とする。</p> <p>（重要な公共施設）</p> <p>第四十七条 法第二百一十一条第一項の政令で定める重要な公共施設は、次に掲げるものとする。</p>

一〇三 (略)
四 学校教育法第二条第二項に規定する公立学校のうち小学校、中学校
及び義務教育学校

一〇三 (略)
四 学校教育法第二条第二項に規定する公立学校のうち小学校及び中学
校

改正案	現行
<p>（住宅金融業務に係る貸付対象者及び貸付資金の範囲等）</p> <p>第一条の三（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 法第十九条第二項第三号の二に規定する政令で定める施設は、次に掲げる施設とする。</p> <p>一 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に規定する小学校、中学校及び義務教育学校（学校給食法（昭和二十九年法律第百六十号）に規定する共同調理場を含む。）並びに幼稚園</p> <p>二〇七（略）</p> <p>4（略）</p>	<p>（住宅金融業務に係る貸付対象者及び貸付資金の範囲等）</p> <p>第一条の三（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 法第十九条第二項第三号の二に規定する政令で定める施設は、次に掲げる施設とする。</p> <p>一 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に規定する小学校及び中学校（学校給食法（昭和二十九年法律第百六十号）に規定する共同調理場を含む。）並びに幼稚園</p> <p>二〇七（略）</p> <p>4（略）</p>

改 正 案	現 行
<p>（共済掛金の控除額及び返還額）</p> <p>第十二条 法第十八条の政令で定める額は、公立の義務教育諸学校の設置者が法第十七条第四項ただし書の規定により児童又は生徒の保護者で法第二十九条第二項各号のいずれかに該当するものから法第十七条第四項本文に規定する学校の設置者の定める額を徴収しない場合における当該徴収しない額の総額の二分の一とする。ただし、小学校、中学校及び義務教育学校並びに中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部及び中学部の別並びに要保護児童生徒又は準要保護児童生徒（法第二十九条第二項各号に掲げる者に係る児童及び生徒のうち、要保護児童生徒を除いた者をいう。以下同じ。）の別により、それぞれ、共済掛金の額の二分の一に第十八条第二項の規定により当該義務教育諸学校の設置者がセンターから通知を受けた児童及び生徒の数を乗じて得た額の二分の一を限度とする。</p> <p>（センターに対する国の補助）</p> <p>第十八条 法第二十九条第二項の規定による国の補助は、小学校、中学校及び義務教育学校並びに中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部及び中学部の別並びに要保護児童生徒又は準要保護児童生徒の別に</p>	<p>（共済掛金の控除額及び返還額）</p> <p>第十二条 法第十八条の政令で定める額は、公立の義務教育諸学校の設置者が法第十七条第四項ただし書の規定により児童又は生徒の保護者で法第二十九条第二項各号のいずれかに該当するものから法第十七条第四項本文に規定する学校の設置者の定める額を徴収しない場合における当該徴収しない額の総額の二分の一とする。ただし、小学校及び中学校並びに中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部及び中学部の別並びに要保護児童生徒又は準要保護児童生徒（法第二十九条第二項各号に掲げる者に係る児童及び生徒のうち、要保護児童生徒を除いた者をいう。以下同じ。）の別により、それぞれ、共済掛金の額の二分の一に第十八条第二項の規定により当該義務教育諸学校の設置者がセンターから通知を受けた児童及び生徒の数を乗じて得た額の二分の一を限度とする。</p> <p>（センターに対する国の補助）</p> <p>第十八条 法第二十九条第二項の規定による国の補助は、小学校及び中学校並びに中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部及び中学部の別並びに要保護児童生徒又は準要保護児童生徒の別により、それぞれ</p>

より、それぞれ、共済掛金の額の二分の一にセンターが次項の規定により公立の義務教育諸学校の設置者に配分した児童及び生徒の数を乗じて得た額の合計額の二分の一を限度として、公立の義務教育諸学校の設置者が法第十七条第四項ただし書の規定により児童又は生徒の保護者で法第二十九条第二項各号のいずれかに該当するものから法第十七条第四項本文に規定する学校の設置者の定める額を徴収しない場合における当該徴収しない額の合計額の二分の一について行うものとする。

2 センターは、公立の義務教育諸学校の設置者で法第十七条第四項ただし書の規定により前項に規定する児童又は生徒の保護者から同条第四項本文に規定する学校の設置者の定める額を徴収しないものについて、別表に掲げる算式により算定した小学校、中学校及び義務教育学校並びに中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部及び中学部の児童及び生徒の数を配分し、その配分した数を文部科学大臣及び当該各設置者に通知しなければならない。

別表（第十八条関係）

（表略）

備考 この表における算式中次に掲げる記号の意義は、それぞれ次に定めるとおりとする。

X 文部科学大臣が毎年度予算の範囲内で定めるセンターに対する国の補助の基準となる小学校、中学校及び義務教育学校並びに中等教

育諸学校の設置者に配分した児童及び生徒の数を乗じて得た額の合計額の二分の一を限度として、公立の義務教育諸学校の設置者が法第十七条第四項ただし書の規定により児童又は生徒の保護者で法第二十九条第二項各号のいずれかに該当するものから法第十七条第四項本文に規定する学校の設置者の定める額を徴収しない場合における当該徴収しない額の合計額の二分の一について行うものとする。

2 センターは、公立の義務教育諸学校の設置者で法第十七条第四項ただし書の規定により前項に規定する児童又は生徒の保護者から同条第四項本文に規定する学校の設置者の定める額を徴収しないものについて、別表に掲げる算式により算定した小学校及び中学校並びに中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部及び中学部の児童及び生徒の数を配分し、その配分した数を文部科学大臣及び当該各設置者に通知しなければならない。

別表（第十八条関係）

（表略）

備考 この表における算式中次に掲げる記号の意義は、それぞれ次に定めるとおりとする。

X 文部科学大臣が毎年度予算の範囲内で定めるセンターに対する国の補助の基準となる小学校及び中学校並びに中等教育学校の前期課

育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部及び中学部に係る要保護児童生徒の総数

Y 文部科学大臣が毎年度予算の範囲内で定めるセンターに対する国の補助の基準となる小学校、中学校及び義務教育学校並びに中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部及び中学部に係る要保護児童生徒の総数

P 文部科学大臣の指定する日現在において、災害共済給付契約に係る全国の小学校、中学校及び義務教育学校並びに中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部及び中学部の児童及び生徒のうち、教育扶助（生活保護法に規定する教育扶助をいう。以下同じ。）を受けている者の総数

p 文部科学大臣の指定する日現在において、災害共済給付契約に係る当該学校の設置者の設置する小学校、中学校及び義務教育学校並びに中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部及び中学部の児童及び生徒のうち、教育扶助を受けている者の総数

Q 文部科学大臣の指定する日現在において、災害共済給付契約に係る全国の小学校、中学校及び義務教育学校並びに中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部及び中学部の児童及び生徒の総数

q 文部科学大臣の指定する日現在において、災害共済給付契約に係る当該学校の設置者の設置する小学校、中学校及び義務教育学校並びに中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部及び中学部の児童及び生徒の総数

程又は特別支援学校の小学部及び中学部に係る要保護児童生徒の総数

Y 文部科学大臣が毎年度予算の範囲内で定めるセンターに対する国の補助の基準となる小学校及び中学校並びに中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部及び中学部に係る要保護児童生徒の総数

P 文部科学大臣の指定する日現在において、災害共済給付契約に係る全国の小学校及び中学校並びに中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部及び中学部の児童及び生徒のうち、教育扶助（生活保護法に規定する教育扶助をいう。以下同じ。）を受けている者の総数

p 文部科学大臣の指定する日現在において、災害共済給付契約に係る当該学校の設置者の設置する小学校及び中学校並びに中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部及び中学部の児童及び生徒のうち、教育扶助を受けている者の総数

Q 文部科学大臣の指定する日現在において、災害共済給付契約に係る全国の小学校及び中学校並びに中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部及び中学部の児童及び生徒の総数

q 文部科学大臣の指定する日現在において、災害共済給付契約に係る当該学校の設置者の設置する小学校及び中学校並びに中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部及び中学部の児童及び生徒の総数

○建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案		居室の種類	割合	<p>（学校、病院、児童福祉施設等の居室の採光）</p> <p>第十九条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 法第二十八条第一項に規定する学校等における居室の窓その他の開口部で採光に有効な部分の面積のその床面積に対する割合は、それぞれ次の表に掲げる割合以上でなければならない。ただし、同表の(一)から(五)までに掲げる居室で、国土交通大臣が定める基準に従い、照明設備の設置、有効な採光方法の確保その他これらに準ずる措置が講じられているものにあつては、それぞれ同表に掲げる割合から十分の一までの範囲内において国土交通大臣が別に定める割合以上とすることができる。</p>
(二) (略)	(一) 幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校又は幼保連携型認定こども園の教室			
現 行		居室の種類	割合	<p>（学校、病院、児童福祉施設等の居室の採光）</p> <p>第十九条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 法第二十八条第一項に規定する学校等における居室の窓その他の開口部で採光に有効な部分の面積のその床面積に対する割合は、それぞれ次の表に掲げる割合以上でなければならない。ただし、同表の(一)から(五)までに掲げる居室で、国土交通大臣が定める基準に従い、照明設備の設置、有効な採光方法の確保その他これらに準ずる措置が講じられているものにあつては、それぞれ同表に掲げる割合から十分の一までの範囲内において国土交通大臣が別に定める割合以上とすることができる。</p>
(二) (略)	(一) 幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校又は幼保連携型認定こども園の教室			

(三)～(七) (略)

(略)

(階段及びその踊場の幅並びに階段の蹴上げ及び踏面の寸法)

第二十三条 階段及びその踊場の幅並びに階段の蹴上げ及び踏面の寸法は、次の表によらなければならない。ただし、屋外階段の幅は、第二百二十条又は第二百二十一条の規定による直通階段にあつては九十センチメートル以上、その他のものにあつては六十センチメートル以上、住宅の階段（共同住宅の共用の階段を除く。）の蹴上げは二十三センチメートル以下、踏面は十五センチメートル以上とすることができる。

(二)	(一)	階段の種類別		
		階段及びその踊場の幅 (単位 センチメートル)	蹴上げの寸法 (単位 センチメートル)	踏面の寸法 (単位 センチメートル)
む。)、高等学校若しくは中等教育学校	む。)、義務教育学校の前期課程を含む。	上	上	上
一四〇以上	一四〇以上	一八以下	一六以下	二六以上
一四〇以上	一四〇以上	一八以下	一六以下	二六以上

(三)～(七) (略)

(略)

(階段及びその踊場の幅並びに階段のけあげ及び踏面の寸法)

第二十三条 階段及びその踊場の幅並びに階段のけあげ及び踏面の寸法は、次の表によらなければならない。ただし、屋外階段の幅は、第二百二十条又は第二百二十一条の規定による直通階段にあつては九十センチメートル以上、その他のものにあつては六十センチメートル以上、住宅の階段（共同住宅の共用の階段を除く。）のけあげは二十三センチメートル以下、踏面は十五センチメートル以上とすることができる。

(二)	(一)	階段の種類別		
		階段及びその踊場の幅 (単位 センチメートル)	けあげの寸法 (単位 センチメートル)	踏面の寸法 (単位 センチメートル)
校における生徒用のもの又は物品販売	小学校における児童用のもの	上	上	上
一四〇以上	一四〇以上	一八以下	一六以下	二六以上
一四〇以上	一四〇以上	一八以下	一六以下	二六以上

<p>廊下の配置</p> <p>両側に居室が</p> <p>その他の廊下</p>	<p>第百十九条 廊下の幅は、それぞれ次の表に掲げる数値以上としなければならない。</p>	<p>2.4 (略)</p> <p>(廊下の幅)</p>	(四)	(三)	
			(略)	<p>直上階の居室の床面積の合計が二百平方メートルを超える地上階又は居室の床面積の合計が百平方メートルを超える地階若しくは地下工作物内におけるもの</p>	<p>校における生徒用のもの又は物品販売業（物品加工修理業を含む。第三十条の五の三を除き、以下同じ。）を営む店舗で床面積の合計が千五百平方メートルを超えるもの、劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂若しくは集会場における客用のもの</p>
			(略)	(略)	
			(略)	(略)	

<p>廊下の配置</p> <p>両側に居室が</p> <p>その他の廊下</p>	<p>第百十九条 廊下の幅は、それぞれ次の表に掲げる数値以上としなければならない。</p>	<p>2.4 (略)</p> <p>(廊下の幅)</p>	(四)	(三)	
			(略)	<p>直上階の居室の床面積の合計が二百平方メートルをこえる地上階又は居室の床面積の合計が百平方メートルをこえる地階若しくは地下工作物内におけるもの</p>	<p>業（物品加工修理業を含む。第三十条の五の三を除き、以下同じ。）を営む店舗で床面積の合計が千五百平方メートルを超えるもの、劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂若しくは集会場における客用のもの</p>
			(略)	(略)	
			(略)	(略)	

<p>もの</p> <p>は、百平方メートル)をこえる階における</p> <p>もの</p>	<p>病院における患者用のもの、共同住宅の住</p> <p>戸若しくは住室の床面積の合計が百平方メ</p> <p>ートルをこえる階における共用のもの又は</p> <p>三室以下の専用のものを除き居室の床面積</p> <p>の合計が二百平方メートル(地階にあつて</p> <p>は、百平方メートル)をこえる階における</p> <p>もの</p>	<p>用のもの</p> <p>又は中等教育学校における児童用又は生徒</p> <p>用のもの</p>	<p>小学校、中学校、義務教育学校、高等学校</p> <p>又は中等教育学校における児童用又は生徒</p> <p>用のもの</p>	<p>廊下の用途</p>	<p>ある廊下にお</p> <p>ける場合(単</p> <p>位</p> <p>メートル</p> <p>トル)</p>
	(略)	二・三	一・八	ある廊下にお <p>ける場合(単</p> <p>位</p> <p>メートル</p> <p>トル)</p>	
<p>もの</p> <p>は、百平方メートル)をこえる階における</p> <p>もの</p>	<p>病院における患者用のもの、共同住宅の住</p> <p>戸若しくは住室の床面積の合計が百平方メ</p> <p>ートルをこえる階における共用のもの又は</p> <p>三室以下の専用のものを除き居室の床面積</p> <p>の合計が二百平方メートル(地階にあつて</p> <p>は、百平方メートル)をこえる階における</p> <p>もの</p>	<p>用のもの</p> <p>又は中等教育学校における児童用又は生徒</p> <p>用のもの</p>	<p>小学校、中学校、高等学校又は中等教育学</p> <p>校における児童用又は生徒用のもの</p>	<p>廊下の用途</p>	<p>ある廊下にお</p> <p>ける場合(単</p> <p>位</p> <p>メートル</p> <p>トル)</p>
	(略)	二・三	一・八	ある廊下にお <p>ける場合(単</p> <p>位</p> <p>メートル</p> <p>トル)</p>	

○職業安定法施行令（昭和二十八年政令第二百四十二号）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（法第二十六条第一項の政令で定める者）</p> <p>第一条 職業安定法（以下「法」という。）第二十六条第一項の政令で定める者は、<u>小学校（義務教育学校の前期課程及び特別支援学校の小学部を含む。）のみを卒業した者（中学校、義務教育学校の後期課程、高等学校、中等教育学校、大学若しくは高等専門学校又は特別支援学校の中学部若しくは高等部の学生又は生徒を除く。）とする。</u></p> <p>（削る）</p>	<p>（法第二十六条第一項の政令で定める者）</p> <p>第一条 職業安定法（以下「法」という。）第二十六条第一項の政令で定める者は、<u>次のとおりとする。</u></p> <p>一 <u>小学校のみを卒業した者（中学校、高等学校、中等教育学校、大学若しくは高等専門学校又は特別支援学校の中学部若しくは高等部の学生又は生徒（次号において「学生生徒」という。）を除く。）</u></p> <p>二 <u>特別支援学校の小学部のみを卒業した者（学生生徒を除く。）</u></p>

改 正 案	現 行
<p>（新築費の算定基準）</p> <p>第一条 公立学校施設災害復旧費国庫負担法（以下「法」という。）第五条第一項の規定により、公立学校の施設の災害復旧のため建物（幼稚園の校舎並びに小学校（義務教育学校の前期課程を含む。）及び中学校（義務教育学校の後期課程及び中等教育学校の前期課程を含む。）並びに特別支援学校の小学部及び中学部の校舎及び屋内運動場を除く。）を新築して原形に復旧する場合の工事費を算定する場合において、当該新築に要する経費は、学校の種類並びに校舎、屋内運動場及び寄宿舎の区分に応じ、別表第一に定める幼児、児童、生徒又は学生（以下「児童等」という。）一人当たりの基準面積に被災時の当該学校の児童等の数（寄宿舎にあつては、収容する児童等の数）を乗じた面積（特別支援学校（当該特別支援学校に置かれる部の種類を勘案して文部科学大臣が定めるものに限る。）の高等部の校舎で傾斜路を設けるものにあつては、当該面積に、一七〇平方メートルに傾斜路を設ける階の数（その数が三を超える場合には、三）を乗じて得た面積を加えた面積）又は当該学校の被災時の面積のうちのいずれか少ない面積から残存面積を控除した面積に、一平方メートル当たりの新築単価を乗じて算定するものとする。ただし、児童等一人当たりの基準面積については、当該学校の所在地の積雪</p>	<p>（新築費の算定基準）</p> <p>第一条 公立学校施設災害復旧費国庫負担法（以下「法」という。）第五条第一項の規定により、公立学校の施設の災害復旧のため建物（幼稚園の校舎並びに小学校及び中学校（中等教育学校の前期課程を含む。）並びに特別支援学校の小学部及び中学部の校舎及び屋内運動場を除く。）を新築して原形に復旧する場合の工事費を算定する場合において、当該新築に要する経費は、学校の種類並びに校舎、屋内運動場及び寄宿舎の区分に応じ、別表第一に定める幼児、児童、生徒又は学生（以下「児童等」という。）一人当たりの基準面積に被災時の当該学校の児童等の数（寄宿舎にあつては、収容する児童等の数）を乗じた面積（特別支援学校（当該特別支援学校に置かれる部の種類を勘案して文部科学大臣が定めるものに限る。）の高等部の校舎で傾斜路を設けるものにあつては、当該面積に、一七〇平方メートルに傾斜路を設ける階の数（その数が三を超える場合には、三）を乗じて得た面積を加えた面積）又は当該学校の被災時の面積のうちのいずれか少ない面積から残存面積を控除した面積に、一平方メートル当たりの新築単価を乗じて算定するものとする。ただし、児童等一人当たりの基準面積については、当該学校の所在地の積雪寒冷度、当該学校の児童等の数、当該学校に就学する児童等の障害</p>

寒冷度、当該学校の児童等の数、当該学校に就学する児童等の障害の程度、当該学校に置かれる部若しくは課程の種類、当該学校における一学級の平均収容児童等の数、学科若しくは学部又は当該学校の建物の構造に応じ、文部科学大臣が財務大臣と協議して定めるところにより、補正を行うものとする。

2 (略)

3 法第五条第一項の規定により公立学校の施設の災害復旧のため幼稚園の校舎又は小学校(義務教育学校の前期課程を含む。)若しくは中学校(義務教育学校の後期課程及び中等教育学校の前期課程を含む。)若しくは特別支援学校の小学部及び中学部の校舎若しくは屋内運動場を新築して原形に復旧する場合の工事費の算定をする場合において、当該新築に要する経費は、学校の種類並びに校舎及び屋内運動場の区分に応じ、校舎にあつては第一号(特別支援学級を置かない小学校(義務教育学校の前期課程を含む。))又は中学校(義務教育学校の後期課程及び中等教育学校の前期課程を含む。))で多目的教室(複数の学級の児童又は生徒を対象とする授業その他多様な指導方法による授業又は課外指導で普通教室又は特別教室において行うことが困難と認められるもの)用に供するものとして設けられる教室で、併せて児童又は生徒の学校生活の用に供することができるものをいう。以下同じ。)を設けるものの校舎にあつては第二号、特別支援学級を置く小学校(義務教育学校の前期課程を含む。))又は中学校(義務教育学校の後期課程及び中等教育学校の前期課程を含む。))の校舎にあつては第三号、傾斜路を設ける特別支援学校の小学部及び中学部の校舎にあつては第四号)に掲げる面積又は当該学

の程度、当該学校に置かれる部若しくは課程の種類、当該学校における一学級の平均収容児童等の数、学科若しくは学部又は当該学校の建物の構造に応じ、文部科学大臣が財務大臣と協議して定めるところにより、補正を行うものとする。

2 (略)

3 法第五条第一項の規定により公立学校の施設の災害復旧のため幼稚園の校舎又は小学校若しくは中学校(中等教育学校の前期課程を含む。))若しくは特別支援学校の小学部及び中学部の校舎若しくは屋内運動場を新築して原形に復旧する場合の工事費の算定をする場合において、当該新築に要する経費は、学校の種類並びに校舎及び屋内運動場の区分に応じ、校舎にあつては第一号(特別支援学級を置かない小学校又は中学校(中等教育学校の前期課程を含む。))で多目的教室(複数の学級の児童又は生徒を対象とする授業その他多様な指導方法による授業又は課外指導で普通教室又は特別教室において行うことが困難と認められるもの)用に供するものとして設けられる教室で、併せて児童又は生徒の学校生活の用に供することができるものをいう。以下同じ。)を設けるものの校舎にあつては第二号、特別支援学級を置く小学校又は中学校(中等教育学校の前期課程を含む。))の校舎にあつては第三号、傾斜路を設ける特別支援学校の小学部及び中学部の校舎にあつては第四号)に掲げる面積又は当該学校の被災時の校舎の面積のうちいずれか少ない面積、屋内運動場にあつては第五号に掲げる面積又は当該学校の被災時の屋内運動場の面積のうちいずれか少ない面積から、それぞれ残存面積を控除した

校の被災時の校舎の面積のうちいずれか少ない面積、屋内運動場にあつては第五号に掲げる面積又は当該学校の被災時の屋内運動場の面積のうちいずれか少ない面積から、それぞれ残存面積を控除した面積に、一平方メートル当たりの新築単価を乗じて算定するものとする。ただし、次に掲げる面積については、当該学校の所在地の積雪寒冷度又は建物の構造に応じ、文部科学大臣が財務大臣と協議して定めるところにより、補正を行うものとする。

一 被災時の当該学校の学級数（公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律（昭和三十三年法律第十六号）に規定する学級編制の標準により算定した学級の数（幼稚園にあつては、文部科学省令で定めるところにより算定した学級の数）をいう。以下同じ。）に依りて別表第一の二に掲げる算式により計算した面積

二 前号の規定の例により計算した面積に、小学校（義務教育学校の前期課程を含む。）にあつては一・一〇八（多目的教室のほかは少人数授業用教室（専ら少数の児童又は生徒により構成される集団を単位として行う授業の用に供するものとして設けられる教室をいう。）を設ける場合及び多目的教室の全部又は一部が少数の児童又は生徒により構成される集団を単位として行う授業のための可動式間仕切りその他の設備を有するものである場合（以下この項において「少人数授業用教室等」を設ける場合」という。）には、一・一八〇）を、中学校（義務教育学校の後期課程及び中等教育学校の前期課程を含む。）にあつては一・〇八五（少人数授業用教室等を設ける場合には、一・一〇五）を乗じて得た面積

面積に、一平方メートル当たりの新築単価を乗じて算定するものとする。ただし、次に掲げる面積については、当該学校の所在地の積雪寒冷度又は建物の構造に依り、文部科学大臣が財務大臣と協議して定めるところにより、補正を行うものとする。

一 被災時の当該学校の学級数（公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律（昭和三十三年法律第十六号）に規定する学級編制の標準により算定した学級の数（幼稚園にあつては、文部科学省令で定めるところにより算定した学級の数）をいう。以下同じ。）に依りて別表第一の二に掲げる算式により計算した面積

二 前号の規定の例により計算した面積に、小学校にあつては一・一〇八（多目的教室のほかは少人数授業用教室（専ら少数の児童又は生徒により構成される集団を単位として行う授業の用に供するものとして設けられる教室をいう。）を設ける場合及び多目的教室の全部又は一部が少数の児童又は生徒により構成される集団を単位として行う授業のための可動式間仕切りその他の設備を有するものである場合（以下この項において「少人数授業用教室等」を設ける場合」という。）には、一・一八〇）を、中学校（中等教育学校の前期課程を含む。）にあつては一・〇八五（少人数授業用教室等を設ける場合には、一・一〇五）を乗じて得た面積

三 被災時の当該学校の学級数から特別支援学級の数を控除した学級数に
 応じて前二号の規定の例により計算した面積に、一六八平方メートルに
 当該学校の特別支援学級の数を乗じて得た面積（多目的教室を設ける小
 学校（義務教育学校の前期課程を含む。）又は中学校（義務教育学校の後
 期課程及び中等教育学校の前期課程を含む。）にあつては、当該面積にそ
 れぞれ一・一〇八又は一・〇八五（少人数授業用教室等を設ける場合に
 は、それぞれ一・一八〇又は一・一〇五）を乗じて得た面積）を加えた面
 積

四 第一号の規定の例により計算した面積に、一七〇平方メートルに当
 該学校の校舎の傾斜路を設ける階の数（その数が三を超える場合には、
 三）を乗じて得た面積を加えた面積

五 被災時の当該学校の学級数に応じ、別表第一の三に掲げる面積
 456 (略)

別表第一（第一条関係）

幼稚園	学校の種類	校舎について の児童等一人 当たりの基準 面積	屋内運動場に ついての児童 等一人当たり の基準面積	寄宿舎について の児童等一人 当たりの基準 面積
	学校の種類に 応じ、球技の 、居室、自習室そ			

三 被災時の当該学校の学級数から特別支援学級の数を控除した学級数
 に応じて前二号の規定の例により計算した面積に、一六八平方メートルに
 当該学校の特別支援学級の数を乗じて得た面積（多目的教室を設ける小
 学校又は中学校（中等教育学校の前期課程を含む。）にあつては、当該
 面積にそれぞれ一・一〇八又は一・〇八五（少人数授業用教室等を設
 ける場合には、それぞれ一・一八〇又は一・一〇五）を乗じて得た面積）
 を加えた面積

四 第一号の規定の例により計算した面積に、一七〇平方メートルに当
 該学校の校舎の傾斜路を設ける階の数（その数が三を超える場合には、
 三）を乗じて得た面積を加えた面積

五 被災時の当該学校の学級数に応じ、別表第一の三に掲げる面積
 456 (略)

別表第一（第一条関係）

幼稚園	学校の種類	校舎について の児童等一人 当たりの基準 面積	屋内運動場に ついての児童 等一人当たり の基準面積	寄宿舎について の児童等一人 当たりの基準 面積
	学校の種類に 応じ、球技の 、居室、自習室そ			

視覚障害者 である幼児 又は生徒に 対する教育 を行う特別 支援学校	幼稚園部	四七・七三平 方メートル	他の運動を行 うの必要と 認められる面 積で、文部科 学大臣が財務 大臣と協議し て定めたもの	視覚障害者 である幼児 又は生徒に 対する教育 を行う特別 支援学校	幼稚園部	四七・七三平 方メートル	他の児童等を収 容するのに必要と 認められるもの の面積で、文部科学 大臣が財務大臣と 協議して定めたも の	知的障害者 である幼児 又は生徒に 対する教育 を行う特別 支援学校	幼稚園部	四七・七三平 方メートル	聴覚障害者 である幼児 に対する教育 を行う特別 支援学校	幼稚園部	五一・八〇平 方メートル	肢体不自由 者である幼 児又は生徒	幼稚園部	四七・七三平 方メートル

視覚障害者 である幼児 又は生徒に 対する教育 を行う特別 支援学校	幼稚園部	四七・七三平 方メートル	他の運動を行 うの必要と 認められる面 積で、文部科 学大臣が財務 大臣と協議し て定めたもの	視覚障害者 である幼児 又は生徒に 対する教育 を行う特別 支援学校	幼稚園部	四七・七三平 方メートル	他の児童等を収 容するのに必要と 認められるもの の面積で、文部科学 大臣が財務大臣と 協議して定めたも の	知的障害者 である幼児 又は生徒に 対する教育 を行う特別 支援学校	幼稚園部	四七・七三平 方メートル	聴覚障害者 である幼児 に対する教育 を行う特別 支援学校	幼稚園部	五一・八〇平 方メートル	肢体不自由 者である幼 児又は生徒	幼稚園部	四七・七三平 方メートル

大学	高等専門学校	高等専門学校（全日制 中等教育学校の後期課程を含む。）			高等部	幼稚部	別支援学校	に対する教育を行う特別支援学校
		定時制の課程	通信制の過程	の課程				
一、二三五平	一二・二二平方メートル	二〇・九八平方メートル	二・八七平方メートル	方メートル	三六・一五平方メートル	四七・七三平方メートル	方メートル	四四・二五平方メートル

大学	高等専門学校	高等専門学校（全日制 中等教育学校の後期課程を含む。）			高等部	幼稚部	別支援学校	に対する教育を行う特別支援学校
		定時制の課程	通信制の過程	の課程				
一、二三五平	一二・二二平方メートル	二〇・九八平方メートル	二・八七平方メートル	方メートル	三六・一五平方メートル	四七・七三平方メートル	方メートル	四四・二五平方メートル

幼稚園	学校の種類	別表第一の二(第一条関係)	小学校(義務教育学校の前期課程を含む。及び中学校(義務教育学校の後期課程及び中等教育学校の前期課程を含む。並びに特別支援学校の小学部及び中学部	
	学級数			方メートルを児童等の数で除して得た面積に九・六八平方メートルを加えた面積
	面積の計算方法			
一学級及び二				
307平方メートル+209平方メートル×				

幼稚園	学校の種類	別表第一の二(第一条関係)	小学校及び中学校(中等教育学校の前期課程を含む。)並びに特別支援学校の小学部及び中学部	
	学級数			方メートルを児童等の数で除して得た面積に九・六八平方メートルを加えた面積
	面積の計算方法			
一学級及び二				
307平方メートル+209平方メートル×				

<u>小学校（義務教育学校の前期課程を含む。）</u>	学級	(学級数-1)
	二学級から五学級まで	725平方メートル+161平方メートル×(学級数-3)
	六学級から八学級まで	1,208平方メートル+168平方メートル×(学級数-6)
	九学級以上	1,713平方メートル+161平方メートル×(学級数-9)
	一学級及び二学級	769平方メートル+279平方メートル×(学級数-1)
	二学級から五学級まで	1,326平方メートル+381平方メートル×(学級数-3)
	六学級から十学級まで	2,468平方メートル+236平方メートル×(学級数-6)
	十二学級から十七学級まで	3,881平方メートル+187平方メートル×(学級数-12)

小学校	学級	(学級数-1)
	二学級から五学級まで	725平方メートル+161平方メートル×(学級数-3)
	六学級から八学級まで	1,208平方メートル+168平方メートル×(学級数-6)
	九学級以上	1,713平方メートル+161平方メートル×(学級数-9)
	一学級及び二学級	769平方メートル+279平方メートル×(学級数-1)
	二学級から五学級まで	1,326平方メートル+381平方メートル×(学級数-3)
	六学級から十学級まで	2,468平方メートル+236平方メートル×(学級数-6)
	十二学級から十七学級まで	3,881平方メートル+187平方メートル×(学級数-12)

視覚障害者である児童及び生徒に対する教育を行う特別支援学校の小学部及び	十八学級以上 5,000平方メートル+173平方メートル × (学級数-18)	中学校(義務教育学校の後期課程及び中等教育学校の前記課程を含む。)	一学級及び二学級 848平方メートル+651平方メートル×(学級数-1)	一学級から三学級まで 1,862平方メートル	
		二学級から五学級まで 2,150平方メートル+344平方メートル×(学級数-3)	六学級から十学級まで 3,181平方メートル+324平方メートル×(学級数-6)	十二学級から十七学級まで 5,129平方メートル+160平方メートル×(学級数-12)	十八学級以上 6,088平方メートル+217平方メートル×(学級数-18)
		四学級から八学級まで 2,105平方メートル+242平方メートル×(学級数-4)			
					一学級から三学級まで 1,862平方メートル
					一学級から三学級まで 1,862平方メートル
					一学級から三学級まで 1,862平方メートル

視覚障害者である児童及び生徒に対する教育を行う特別支援学校の小学部及び	十八学級以上 5,000平方メートル+173平方メートル × (学級数-18)	中学校(中等教育学校の前記課程を含む。)	一学級及び二学級 848平方メートル+651平方メートル×(学級数-1)	一学級から三学級まで 1,862平方メートル	
		二学級から五学級まで 2,150平方メートル+344平方メートル×(学級数-3)	六学級から十学級まで 3,181平方メートル+324平方メートル×(学級数-6)	十二学級から十七学級まで 5,129平方メートル+160平方メートル×(学級数-12)	十八学級以上 6,088平方メートル+217平方メートル×(学級数-18)
		四学級から八学級まで 2,105平方メートル+242平方メートル×(学級数-4)			
					一学級から三学級まで 1,862平方メートル
					一学級から三学級まで 1,862平方メートル
					一学級から三学級まで 1,862平方メートル

知的障害者である児童及び生徒に対する教育を行う特別支援学		聴覚障害者である児童及び生徒に対する教育を行う特別支援学校の小学部及び		中学部	
四学級から八	一学級から三学級まで	十八学級以上	九学級から十学級まで	四学級から八学級まで	一学級から三学級まで
2, 163平方メートル+260平方メートル	1, 903平方メートル	4, 668平方メートル+134平方メートル × (学級数-18)	3, 135平方メートル+170平方メートル × (学級数-9)	1, 869平方メートル+253平方メートル × (学級数-4)	1, 616平方メートル
知的障害者である児童及び生徒に対する教育を行う特別支援学		聴覚障害者である児童及び生徒に対する教育を行う特別支援学校の小学部及び		中学部	
四学級から八	一学級から三学級まで	十八学級以上	九学級から十学級まで	四学級から八学級まで	一学級から三学級まで
2, 163平方メートル+260平方メートル	1, 903平方メートル	4, 668平方メートル+134平方メートル × (学級数-18)	3, 135平方メートル+170平方メートル × (学級数-9)	1, 869平方メートル+253平方メートル × (学級数-4)	1, 616平方メートル

知的障害者である児童及び生徒に対する教育を行う特別支援学		聴覚障害者である児童及び生徒に対する教育を行う特別支援学校の小学部及び		中学部	
四学級から八	一学級から三学級まで	十八学級以上	九学級から十学級まで	四学級から八学級まで	一学級から三学級まで
2, 163平方メートル+260平方メートル	1, 903平方メートル	4, 668平方メートル+134平方メートル × (学級数-18)	3, 135平方メートル+170平方メートル × (学級数-9)	1, 869平方メートル+253平方メートル × (学級数-4)	1, 616平方メートル
知的障害者である児童及び生徒に対する教育を行う特別支援学		聴覚障害者である児童及び生徒に対する教育を行う特別支援学校の小学部及び		中学部	
四学級から八	一学級から三学級まで	十八学級以上	九学級から十学級まで	四学級から八学級まで	一学級から三学級まで
2, 163平方メートル+260平方メートル	1, 903平方メートル	4, 668平方メートル+134平方メートル × (学級数-18)	3, 135平方メートル+170平方メートル × (学級数-9)	1, 869平方メートル+253平方メートル × (学級数-4)	1, 616平方メートル

校の小学部及び 中学部	学級まで	×	(学級数-4)
	九学級から十 七学級まで	×	3,463平方メートル+200平方メートル (学級数-9)
	十八学級以上	×	5,263平方メートル+145平方メートル (学級数-18)
肢体不自由者で ある児童及び生 徒に対する教育 を行う特別支援 学校の小学部及 び中学部	一学級から三 学級まで		2,152平方メートル
	四学級から八 学級まで	×	2,429平方メートル+276平方メートル (学級数-4)
	九学級から十 七学級まで	×	3,808平方メートル+240平方メートル (学級数-9)
病弱者である児 童及び生徒に対 する教育を行う	一学級から三 学級まで		1,576平方メートル
	十八学級以上	×	5,969平方メートル+181平方メートル (学級数-18)

校の小学部及び 中学部	学級まで	×	(学級数-4)
	九学級から十 七学級まで	×	3,463平方メートル+200平方メートル (学級数-9)
	十八学級以上	×	5,263平方メートル+145平方メートル (学級数-18)
肢体不自由者で ある児童及び生 徒に対する教育 を行う特別支援 学校の小学部及 び中学部	一学級から三 学級まで		2,152平方メートル
	四学級から八 学級まで	×	2,429平方メートル+276平方メートル (学級数-4)
	九学級から十 七学級まで	×	3,808平方メートル+240平方メートル (学級数-9)
病弱者である児 童及び生徒に対 する教育を行う	一学級から三 学級まで		1,576平方メートル
	十八学級以上	×	5,969平方メートル+181平方メートル (学級数-18)

特別支援学校の 小学部及び中学 部	四学級から八 学級まで	1,849平方メートル+273平方メートル × (学級数-4)
	九学級から十 七学級まで	3,216平方メートル+170平方メートル × (学級数-9)
	十八学級以上	4,749平方メートル+134平方メートル × (学級数-18)

別表第一の三(第一条関係)

小学校(義務教育学 校の前期課程を含む)	一学級から十学 級まで	八九四平方メートル
	十一学級から十 五学級まで	九一九平方メートル
	十六学級以上	一、二二五平方メートル
中学校(義務教育学)	一学級から十七	一、一三八平方メートル

特別支援学校の 小学部及び中学 部	四学級から八 学級まで	1,849平方メートル+273平方メートル × (学級数-4)
	九学級から十 七学級まで	3,216平方メートル+170平方メートル × (学級数-9)
	十八学級以上	4,749平方メートル+134平方メートル × (学級数-18)

別表第一の三(第一条関係)

小学校	一学級から十学 級まで	八九四平方メートル
	十一学級から十 五学級まで	九一九平方メートル
	十六学級以上	一、二二五平方メートル
中学校(中等教育学)	一学級から十七	一、一三八平方メートル

学校の種類	別表第二(第五条関係)	視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者又は病弱者である児童及び生徒に対する教育を行う特別支援学校の小学部及び中学部	肢体不自由者である児童及び生徒に対する教育を行う特別支援学校の小学部及び中学部	部 校の小学部及び中学部	校の後期課程及び中等教育学校の前期課程を含む。)	十八学級以上	校の前期課程を含む。)	学級まで
					一学級以上	九三二平方メートル	一、四七六平方メートル	
児童等一人当たりの基準額			一、〇九七平方メートル					

学校の種類	別表第二(第五条関係)	視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者又は病弱者である児童及び生徒に対する教育を行う特別支援学校の小学部及び中学部	肢体不自由者である児童及び生徒に対する教育を行う特別支援学校の小学部及び中学部	部 校の小学部及び中学部	校の前期課程を含む。)	十八学級以上	校の前期課程を含む。)	学級まで
					一学級以上	九三二平方メートル	一、四七六平方メートル	
児童等一人当たりの基準額			一、〇九七平方メートル					

幼稚園	小学校（義務教育学校の前期課程を含む。）	中学校（義務教育学校の後期課程及び中等教育学校の前期課程を含む。）	視覚障害者である幼児等に対する教育を行う特別支援学校	聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者である幼児等に対する教育を行う特別支援学校	高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。）	イ 普通科及び商業に関する学科	九、五〇〇円
					ロ 農業に関する学科	一三、五〇〇円	
					ハ 水産に関する学科	一八、五〇〇円	

幼稚園	小学校	中学校（中等教育学校の前期課程を含む。）	視覚障害者である幼児等に対する教育を行う特別支援学校	聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者である幼児等に対する教育を行う特別支援学校	高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。）	イ 普通科及び商業に関する学科	九、五〇〇円
					ロ 農業に関する学科	一三、五〇〇円	
					ハ 水産に関する学科	一八、五〇〇円	

期課程を含む 教育学校の前 小学校（義務） 五十人以下 五十一人から百人ま	学校の種類 児童等の数 児童等の数の補正の方法	児童等の数の補正の方法 $50人 \times 1.95$ $児童等の数 \times 1.95$	大学 学部又は学科に応じ、実習、実験 その他の教育を行うのに必要と認められる設備の基準額で、文部科学大臣が財務大臣と協議して定め たもの	高等専門学校 二八、〇〇〇円	工業に関する学科 二八、〇〇〇円	ホ 家庭に関する学科 一〇、五〇〇円	ヘ イからホまでに掲げる学科以外の学科 九、五〇〇円

別表第三（第五条関係）

小学校 五十人以下 五十一人から百人ま	学校の種類 児童等の数 児童等の数の補正の方法	児童等の数の補正の方法 $50人 \times 1.95$ $児童等の数 \times 1.95$	大学 学部又は学科に応じ、実習、実験 その他の教育を行うのに必要と認められる設備の基準額で、文部科学大臣が財務大臣と協議して定め たもの	高等専門学校 二八、〇〇〇円	工業に関する学科 二八、〇〇〇円	ホ 家庭に関する学科 一〇、五〇〇円	ヘ イからホまでに掲げる学科以外の学科 九、五〇〇円

別表第三（第五条関係）

)。	で	百一人から三百人まで	$100人 \times 1.95 +$ (児童等の数 $\div 100人$) $\times 0.90$
		三百一人から六百人まで	$300人 \times 1.25 +$ (児童等の数 $\div 300人$) $\times 0.75$
)。	で	六百一人から千二百人まで	$600人 \times 1.00 +$ (児童等の数 $\div 600人$) $\times 0.56$
		千二百一人以上	$1,200人 \times 0.78 +$ (児童等の数 $\div 1,200人$) $\times 0.52$
)。	で	五十人以下	$50人 \times 1.72$
		五十一人から百人まで	児童等の数 $\times 1.72$
)。	で	百一人から二百五十人まで	$100人 \times 1.72 +$ (児童等の数 $\div 100人$) $\times 0.95$
		前期課程を含む。	

)。	で	百一人から三百人まで	$100人 \times 1.95 +$ (児童等の数 $\div 100人$) $\times 0.90$
		三百一人から六百人まで	$300人 \times 1.25 +$ (児童等の数 $\div 300人$) $\times 0.75$
)。	で	六百一人から千二百人まで	$600人 \times 1.00 +$ (児童等の数 $\div 600人$) $\times 0.56$
		千二百一人以上	$1,200人 \times 0.78 +$ (児童等の数 $\div 1,200人$) $\times 0.52$
)。	で	五十人以下	$50人 \times 1.72$
		五十一人から百人まで	児童等の数 $\times 1.72$
)。	で	百一人から二百五十人まで	$100人 \times 1.72 +$ (児童等の数 $\div 100人$) $\times 0.95$
		前期課程を含む。	

				特別支援学校			
二百五十一人から四百五十人まで	250人×1.26+(児童等の数)×0.67	九百一人以上	900人×0.78+(児童等の数)×0.42	三十人以下	30人×1.20	百八十一人以上	180人×0.90+(児童等の数)×0.50
四百五十一人から九百人まで	450人×1.00+(児童等の数)×0.56	三十一人から六十人まで	児童等の数×1.20	六十一人から二百二十人まで	60人×1.20+(児童等の数)×0.80	百二十一人から百八十人まで	120人×1.00+(児童等の数)×0.70

				特別支援学校			
二百五十一人から四百五十人まで	250人×1.26+(児童等の数)×0.67	九百一人以上	900人×0.78+(児童等の数)×0.42	三十人以下	30人×1.20	百八十一人以上	180人×0.90+(児童等の数)×0.50
四百五十一人から九百人まで	450人×1.00+(児童等の数)×0.56	三十一人から六十人まで	児童等の数×1.20	六十一人から二百二十人まで	60人×1.20+(児童等の数)×0.80	百二十一人から百八十人まで	120人×1.00+(児童等の数)×0.70

別表第四 (略)	高等学校(中 等教育学校の 後期課程を含 む。)					
	五十人以下	五十一人から百人ま で	百一人から四百人ま で	四百一人から八百人 まで	八百一人から千六百 人まで	千六百一人以上
	50人×3.18	児童等の数×3.18	100人×3.18+(児童等の 数-100人)×0.84	400人×1.41+(児童等の 数-400人)×0.59	800人×1.00+(児童等の 数-800人)×0.42	1,600人×0.71+(児童 等の数-1,600人)×0.3

別表第四 (略)	高等学校(中 等教育学校の 後期課程を含 む。)					
	五十人以下	五十一人から百人ま で	百一人から四百人ま で	四百一人から八百人 まで	八百一人から千六百 人まで	千六百一人以上
	50人×3.18	児童等の数×3.18	100人×3.18+(児童等の 数-100人)×0.84	400人×1.41+(児童等の 数-400人)×0.59	800人×1.00+(児童等の 数-800人)×0.42	1,600人×0.71+(児童 等の数-1,600人)×0.3

○学校給食法施行令（昭和二十九年政令第二百二十二号）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（設置者の負担すべき学校給食の運営に要する経費）</p> <p>第二条 学校給食の運営に要する経費のうち、<u>法第十一条第一項の規定に基づき義務教育諸学校の設置者が負担する経費は、次に掲げる経費とする。</u></p> <p>一 義務教育諸学校において学校給食に従事する職員（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第三十七条（同法第四十九条、第四十九条の八及び第八十二条において準用する場合を含む。）又は第六十九条の規定により義務教育諸学校に置かれる職員をいう。）に要する給与その他の人件費。ただし、市町村立の学校にあつては、市町村立学校職員給与負担法（昭和二十三年法律第百三十五号）第一条の規定により都道府県の負担とされる経費を除く。</p> <p>二（略）</p> <p>（学校給食費に係る国の補助）</p> <p>第七条 法第十二条第二項の規定による国の補助は、公立の小学校、中学校、義務教育学校又は中等教育学校の設置者が、同項に規定する保護者（以下この条において「補助対象保護者」という。）に対して、その児童又は生徒（中等教育学校の生徒にあつては前期課程に在学する生徒に</p>	<p>（設置者の負担すべき学校給食の運営に要する経費）</p> <p>第二条 学校給食の運営に要する経費のうち、<u>法第十一条第一項の規定に基づき義務教育諸学校の設置者が負担する経費は、次に掲げる経費とする。</u></p> <p>一 義務教育諸学校において学校給食に従事する職員（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第三十七条（同法第四十九条及び第八十二条において準用する場合を含む。）又は第六十九条の規定により義務教育諸学校に置かれる職員をいう。）に要する給与その他の人件費。ただし、市町村立の学校にあつては、市町村立学校職員給与負担法（昭和二十三年法律第百三十五号）第一条の規定により都道府県の負担とされる経費を除く。</p> <p>二（略）</p> <p>（学校給食費に係る国の補助）</p> <p>第七条 法第十二条第二項の規定による国の補助は、公立の小学校、中学校又は中等教育学校の設置者が、同項に規定する保護者（以下この条において「補助対象保護者」という。）に対して、その児童又は生徒（中等教育学校の生徒にあつては前期課程に在学する生徒に限る。以下同じ</p>

限る。以下同じ。)に係る法第十一条第二項に規定する学校給食費(以下この条において「学校給食費」という。)を補助する場合(その補助割合が二分の一未満の場合を除く。)において、その補助する額の二分の一について行うものとする。ただし、児童一人当たりの年間学校給食費又は生徒一人当たりの年間学校給食費についてそれぞれ文部科学大臣が毎年度定める補助標準額に、当該設置者が学校給食費の補助を行う補助対象保護者の児童又は生徒の数をそれぞれ乗じて得た額の合計額の二分の一の範囲内で文部科学大臣が定める額を限度とする。

。)に係る法第十一条第二項に規定する学校給食費(以下この条において「学校給食費」という。)を補助する場合(その補助割合が二分の一未満の場合を除く。)において、その補助する額の二分の一について行うものとする。ただし、児童一人当たりの年間学校給食費又は生徒一人当たりの年間学校給食費についてそれぞれ文部科学大臣が毎年度定める補助標準額に、当該設置者が学校給食費の補助を行う補助対象保護者の児童又は生徒の数をそれぞれ乗じて得た額の合計額の二分の一の範囲内で文部科学大臣が定める額を限度とする。

○酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律施行令（昭和二十九年政令第二百三十三号）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（国内産の牛乳を学校給食用に供給する学校）</p> <p>第十一条 法第二十四条の三の二第一項の政令で定める学校は、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に規定する義務教育学校、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校並びに夜間課程を置く高等学校における学校給食に関する法律（昭和三十一年法律第五十七号）第二条の夜間学校給食を行う高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。）とする。</p>	<p>（国内産の牛乳を学校給食用に供給する学校）</p> <p>第十一条 法第二十四条の三の二第一項の政令で定める学校は、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に規定する中等教育学校の前期課程及び特別支援学校並びに夜間課程を置く高等学校における学校給食に関する法律（昭和三十一年法律第五十七号）第二条の夜間学校給食を行う高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。）とする。</p>

<p>改 正 案</p>	<p>別表（第二条関係） 第一 小学校、義務教育学校の前期課程及び特別支援学校の小学部 （表略） 第二 中学校、義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部 （表略） 第三 （略） （表略）</p>
<p>現 行</p>	<p>別表（第二条関係） 第一 小学校及び特別支援学校の小学部 （表略） 第二 中学校、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部 （表略） 第三 （略） （表略）</p>

○就学困難な児童及び生徒に係る就学奨励についての国の援助に関する法律施行令（昭和三十一年政令第八十七号）

（傍線の部分は改正部分）

<p style="text-align: center;">改 正 案</p>	<p style="text-align: center;">（修学旅行費に係る補助の基準及び範囲）</p> <p>第三条（略）</p> <p>2 法第二条の規定により国が行う修学旅行費の支給に対する補助の範囲は、児童又は生徒が小学校（義務教育学校の前期課程を含む。）又は中学校（義務教育学校の後期課程及び中等教育学校の前期課程を含む。）を通じてそれぞれ一回参加する修学旅行に要する経費のうち修学旅行に直接必要な交通費、宿泊費及び見学料の額とする。</p>
<p style="text-align: center;">現 行</p>	<p style="text-align: center;">（修学旅行費に係る補助の基準及び範囲）</p> <p>第三条（略）</p> <p>2 法第二条の規定により国が行う修学旅行費の支給に対する補助の範囲は、児童又は生徒が小学校又は中学校（中等教育学校の前期課程を含む。）を通じてそれぞれ一回参加する修学旅行に要する経費のうち修学旅行に直接必要な交通費、宿泊費及び見学料の額とする。</p>

○激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律施行令（昭和三十七年政令第四百三号）

（傍線の部分は改正部分）

改正案		現行									
<table border="1"> <tr> <td data-bbox="124 168 183 757">幼稚園</td> <td data-bbox="183 168 240 757">学校の種類</td> </tr> <tr> <td data-bbox="124 757 183 1099">四、〇〇〇円</td> <td data-bbox="183 757 240 1099">児童一人当たりの基準額</td> </tr> </table>	幼稚園	学校の種類	四、〇〇〇円	児童一人当たりの基準額	<p>第三十七条 法第十七条第一項の規定による国の補助は、被災私立学校施設（同項に規定する被災私立学校施設をいう。以下この条及び次条において同じ。）のうち、その災害の復旧に要する一の私立の学校当たりの工事費の額が、幼稚園にあつては六十万円以上、特別支援学校にあつては九十万円以上、小学校（義務教育学校の前期課程を含む。）及び中学校（義務教育学校の後期課程及び中等教育学校の前期課程を含む。）にあつては百五十万円以上、高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。）にあつては二百四十万円以上、短期大学にあつては二百四十万円以上、大学（短期大学を除く。）にあつては三百万円以上であるものについてそれぞれ行うものとする。ただし、明らかに設計の不備若しくは工事施行の粗漏に基づいて生じたと認められる被害に係るもの又は著しく維持管理の義務を怠つたことに基づいて生じたと認められる被害に係るものについては、補助を行わないものとする。</p> <p>2～4 （略）</p> <p>別表第三（第三十七条関係）</p>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="124 1122 183 1711">幼稚園</td> <td data-bbox="183 1122 240 1711">学校の種類</td> </tr> <tr> <td data-bbox="124 1711 183 2054">四、〇〇〇円</td> <td data-bbox="183 1711 240 2054">児童一人当たりの基準額</td> </tr> </table>	幼稚園	学校の種類	四、〇〇〇円	児童一人当たりの基準額	<p>第三十七条 法第十七条第一項の規定による国の補助は、被災私立学校施設（同項に規定する被災私立学校施設をいう。以下この条及び次条において同じ。）のうち、その災害の復旧に要する一の私立の学校当たりの工事費の額が、幼稚園にあつては六十万円以上、特別支援学校にあつては九十万円以上、小学校及び中学校（中等教育学校の前期課程を含む。）にあつては百五十万円以上、高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。）にあつては二百四十万円以上、短期大学にあつては二百四十万円以上、大学（短期大学を除く。）にあつては三百万円以上であるものについてそれぞれ行うものとする。ただし、明らかに設計の不備若しくは工事施行の粗漏に基づいて生じたと認められる被害に係るもの又は著しく維持管理の義務を怠つたことに基づいて生じたと認められる被害に係るものについては、補助を行わないものとする。</p> <p>2～4 （略）</p> <p>別表第三（第三十七条関係）</p>
幼稚園	学校の種類										
四、〇〇〇円	児童一人当たりの基準額										
幼稚園	学校の種類										
四、〇〇〇円	児童一人当たりの基準額										

小学校（義務教育学校の前期課程を含む。）	五、五〇〇円
中学校（義務教育学校の後期課程及び中等教育学校の前期課程を含む。）	七、五〇〇円
(略)	(略)

別表第四（第三十七条関係）

学校の種類	児童等の数	児童等の数の補正の方法
小学校（義務教育学校の前期課程を含む。）	五十人以下	$50人 \times 1.95$
	五十一人から百人まで	児童等の数 $\times 1.95$
	百一人から三百人まで	$100人 \times 1.95 +$ (児童等の数 $- 100人) \times 0.90$
	三百一人から六百人まで	$300人 \times 1.25 +$ (児童等の数 $- 300人) \times 0.7$
	六百一人から千二百人まで	$600人 \times 1.00 +$ (児童等の数 $- 600人) \times 0.56$
	千二百人以上	$1,200人 \times 0.78 +$ (児童等の数 $- 1,200人) \times 0.52$
中学校（義務教育）	五十人以下	$50人 \times 1.72$

小学校	五、五〇〇円
中学校（中等教育学校の前期課程を含む。）	七、五〇〇円
(略)	(略)

別表第四（第三十七条関係）

学校の種類	児童等の数	児童等の数の補正の方法
小学校	五十人以下	$50人 \times 1.95$
	五十一人から百人まで	児童等の数 $\times 1.95$
	百一人から三百人まで	$100人 \times 1.95 +$ (児童等の数 $- 100人) \times 0.90$
	三百一人から六百人まで	$300人 \times 1.25 +$ (児童等の数 $- 300人) \times 0.7$
	六百一人から千二百人まで	$600人 \times 1.00 +$ (児童等の数 $- 600人) \times 0.56$
	千二百人以上	$1,200人 \times 0.78 +$ (児童等の数 $- 1,200人) \times 0.52$
中学校（中等教育）	五十人以下	$50人 \times 1.72$

育学校の後期課程及び中等教育学校の前期課程を含む。)	五十一人から百人まで 百一人から二百五十人まで 二百五十人から四百五十人まで 四百五十人から九百人まで 九百一人以上	$(\text{児童等の数} \times 1.72 + 100) \times 0.95$ $(\text{児童等の数} - 1) \times 0.95$ $250 \times 1.26 + (\text{児童等の数} - 2) \times 0.67$ $450 \times 1.00 + (\text{児童等の数} - 4) \times 0.56$ $900 \times 0.78 + (\text{児童等の数} - 9) \times 0.42$
(略)		
(略)		
育学校の前期課程を含む。)	五十一人から百人まで 百一人から二百五十人まで 二百五十人から四百五十人まで 四百五十人から九百人まで 九百一人以上	$(\text{児童等の数} \times 1.72 + 100) \times 0.95$ $(\text{児童等の数} - 1) \times 0.95$ $250 \times 1.26 + (\text{児童等の数} - 2) \times 0.67$ $450 \times 1.00 + (\text{児童等の数} - 4) \times 0.56$ $900 \times 0.78 + (\text{児童等の数} - 9) \times 0.42$
(略)		
(略)		

改 正 案	現 行
<p>（自動車の出口及び入口に関する技術的基準）</p> <p>第七条 法第十一条の政令で定める技術的基準のうち、自動車の出口（路外駐車場の自動車の出口で自動車の車路の路面が道路（道路交通法第二条第一項第一号に規定する道路をいう。以下この条において同じ。）の路面に接する部分をいう。以下この条において同じ。）及び入口（路外駐車場の自動車の入口で自動車の車路の路面が道路の路面に接する部分をいう。以下この条において同じ。）に関するものは、次のとおりとする。</p> <p>一 次に掲げる道路又はその部分以外の道路又はその部分に設けること。</p> <p>イ・ロ （略）</p> <p>ハ 幼稚園、小学校、義務教育学校、特別支援学校、幼保連携型認定こども園、保育所、児童発達支援センター、情緒障害児短期治療施設、児童公園、児童遊園又は児童館の出入口から二十メートル以内の部分（当該出入口に接する柵の設けられた歩道を有する道路及び当該出入口に接する歩道を有し、かつ、縁石線又は柵その他これに類する工物物により車線が往復の方向別に分離されている道路以外の道路にあつては、当該出入口の反対側及びその左右二十メートル</p>	<p>（自動車の出口及び入口に関する技術的基準）</p> <p>第七条 法第十一条の政令で定める技術的基準のうち、自動車の出口（路外駐車場の自動車の出口で自動車の車路の路面が道路（道路交通法第二条第一項第一号に規定する道路をいう。以下この条において同じ。）の路面に接する部分をいう。以下この条において同じ。）及び入口（路外駐車場の自動車の入口で自動車の車路の路面が道路の路面に接する部分をいう。以下この条において同じ。）に関するものは、次のとおりとする。</p> <p>一 次に掲げる道路又はその部分以外の道路又はその部分に設けること。</p> <p>イ・ロ （略）</p> <p>ハ 幼稚園、小学校、特別支援学校、幼保連携型認定こども園、保育所、児童発達支援センター、情緒障害児短期治療施設、児童公園、児童遊園又は児童館の出入口から二十メートル以内の部分（当該出入口に接する柵の設けられた歩道を有する道路及び当該出入口に接する歩道を有し、かつ、縁石線又は柵その他これに類する工物物により車線が往復の方向別に分離されている道路以外の道路にあつては、当該出入口の反対側及びその左右二十メートル以内の部分を含</p>

以内の部分を含む。

二〇〇〇へ (略)

二〇〇〇五 (略)

二〇〇〇四 (略)

む。

二〇〇〇へ (略)

二〇〇〇五 (略)

二〇〇〇四 (略)

改 正 案	現 行
<p>（要保護者に準ずる程度に困窮している者）</p> <p>第九条 法第二十四条第二号の政令で定める者は、当該義務教育諸学校（小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部若しくは中学部をいう。）を設置する地方公共団体の教育委員会が、生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第六条第二項に規定する要保護者（以下「要保護者」という。）に準ずる程度に困窮していると認める者とする。</p> <p>2 （略）</p> <p>（補助の基準）</p> <p>第十条 法第二十五条第一項の規定による国の補助は、法第二十四条の規定による同条第一号に掲げる者に対する援助に要する経費の額の二分の一について行うものとする。ただし、小学校、中学校及び義務教育学校並びに中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部及び中学部の別により、文部科学大臣が毎年度定める児童及び生徒一人一疾病当たりの医療費の平均額に、都道府県に係る場合にあつては次項の規定により文部科学大臣が当該都道府県に配分した児童及び生徒の被患者の延数をそれぞれ乗じて得た額、市町村に係る場合にあつては第三項の規定によ</p>	<p>（要保護者に準ずる程度に困窮している者）</p> <p>第九条 法第二十四条第二号の政令で定める者は、当該義務教育諸学校（小学校、中学校、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部若しくは中学部をいう。）を設置する地方公共団体の教育委員会が、生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第六条第二項に規定する要保護者（以下「要保護者」という。）に準ずる程度に困窮していると認める者とする。</p> <p>2 （略）</p> <p>（補助の基準）</p> <p>第十条 法第二十五条第一項の規定による国の補助は、法第二十四条の規定による同条第一号に掲げる者に対する援助に要する経費の額の二分の一について行うものとする。ただし、小学校及び中学校並びに中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部及び中学部の別により、文部科学大臣が毎年度定める児童及び生徒一人一疾病当たりの医療費の平均額に、都道府県に係る場合にあつては次項の規定により文部科学大臣が当該都道府県に配分した児童及び生徒の被患者の延数をそれぞれ乗じて得た額、市町村に係る場合にあつては第三項の規定により都道府県の教</p>

り都道府県の教育委員会が当該市町村に配分した児童及び生徒の被患者の延数をそれぞれ乗じて得た額の二分の一を限度とする。

2 文部科学大臣は、毎年度、別表イに掲げる算式により算定した小学校、中学校及び義務教育学校並びに中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部及び中学部の児童及び生徒の被患者の延数を各都道府県に配分し、その配分した数を各都道府県の教育委員会に通知しなければならない。

3 都道府県の教育委員会は、文部科学省令で定めるところにより、毎年度、文部科学大臣が、別表ロに掲げる算式により算定した小学校、中学校及び義務教育学校並びに中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部及び中学部の児童及び生徒の被患者の延数を基準として各都道府県ごとに定めた児童及び生徒の被患者の延数を、各市町村立の小学校、中学校及び義務教育学校並びに中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部及び中学部の児童及び生徒のうち教育扶助を受けている者の数を勘案して、各市町村に配分し、その配分した数を文部科学大臣及び各市町村の教育委員会に通知しなければならない。

4 (略)

別表 (第十条関係)

(表略)

備考 この表における算式中次に掲げる各記号の意義は、それぞれ次に

育委員会が当該市町村に配分した児童及び生徒の被患者の延数をそれぞれ乗じて得た額の二分の一を限度とする。

2 文部科学大臣は、毎年度、別表イに掲げる算式により算定した小学校及び中学校並びに中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部及び中学部の児童及び生徒の被患者の延数を各都道府県に配分し、その配分した数を各都道府県の教育委員会に通知しなければならない。

3 都道府県の教育委員会は、文部科学省令で定めるところにより、毎年度、文部科学大臣が、別表ロに掲げる算式により算定した小学校及び中学校並びに中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部及び中学部の児童及び生徒の被患者の延数を基準として各都道府県ごとに定めた児童及び生徒の被患者の延数を、各市町村立の小学校及び中学校並びに中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部及び中学部の児童及び生徒のうち教育扶助を受けている者の数を勘案して、各市町村に配分し、その配分した数を文部科学大臣及び各市町村の教育委員会に通知しなければならない。

4 (略)

別表 (第十条関係)

(表略)

備考 この表における算式中次に掲げる各記号の意義は、それぞれ次に

掲げるとおりとする。

X 1 文部科学大臣が毎年度予算の範囲内で定める全国の都道府県立の小学校、中学校及び義務教育学校並びに中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部及び中学部の児童及び生徒のうちその保護者が要保護者である被患者の見込延数

X 2 文部科学大臣が毎年度予算の範囲内で定める全国の市町村立の小学校、中学校及び義務教育学校並びに中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部及び中学部の児童及び生徒のうちその保護者が要保護者である被患者の見込延数

P 1 前年度の七月一日現在において全国の都道府県立の小学校、中学校及び義務教育学校並びに中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部及び中学部の児童及び生徒のうち教育扶助（生活保護法に規定する教育扶助をいう。以下同じ。）を受けている者の総数

P 2 前年度の七月一日現在において全国の市町村立の小学校、中学校及び義務教育学校並びに中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部及び中学部の児童及び生徒のうち教育扶助を受けている者の総数

p 1 前年度の七月一日現在において当該都道府県立の小学校、中学校及び義務教育学校並びに中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部及び中学部の児童及び生徒のうち教育扶助を受けている者の総数

p 2 前年度の七月一日現在において当該都道府県の区域内の市町村立の小学校、中学校及び義務教育学校並びに中等教育学校の前期課

掲げるとおりとする。

X 1 文部科学大臣が毎年度予算の範囲内で定める全国の都道府県立の小学校及び中学校並びに中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部及び中学部の児童及び生徒のうちその保護者が要保護者である被患者の見込延数

X 2 文部科学大臣が毎年度予算の範囲内で定める全国の市町村立の小学校及び中学校並びに中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部及び中学部の児童及び生徒のうちその保護者が要保護者である被患者の見込延数

P 1 前年度の七月一日現在において全国の都道府県立の小学校及び中学校並びに中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部及び中学部の児童及び生徒のうち教育扶助（生活保護法に規定する教育扶助をいう。以下同じ。）を受けている者の総数

P 2 前年度の七月一日現在において全国の市町村立の小学校及び中学校並びに中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部及び中学部の児童及び生徒のうち教育扶助を受けている者の総数

p 1 前年度の七月一日現在において当該都道府県立の小学校及び中学校並びに中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部及び中学部の児童及び生徒のうち教育扶助を受けている者の総数

p 2 前年度の七月一日現在において当該都道府県の区域内の市町村立の小学校及び中学校並びに中等教育学校の前期課程又は特別支援

程又は特別支援学校の小学部及び中学部の児童及び生徒のうち教育
扶助を受けている者の総数

学校の小学部及び中学部の児童及び生徒のうち教育扶助を受けてい
る者の総数

改 正 案	現 行
<p>2 (略)</p> <p>(通学通園バス)</p> <p>第二十六条の三 法第七十一条第二号の三の政令で定める自動車は、車両の保安基準に関する規定で定めるところにより、専ら小学校、中学校、義務教育学校、特別支援学校、幼稚園、幼保連携型認定こども園、保育所又は児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第六条の三第十項に規定する小規模保育事業若しくは同条第十二項に規定する事業所内保育事業を行う施設（次項において「小学校等」という。）に通う児童、生徒又は幼児の運送を目的とする自動車である旨を表示しているものをいう。</p>	<p>2 (略)</p> <p>(通学通園バス)</p> <p>第二十六条の三 法第七十一条第二号の三の政令で定める自動車は、車両の保安基準に関する規定で定めるところにより、専ら小学校、中学校、特別支援学校、幼稚園、幼保連携型認定こども園、保育所又は児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第六条の三第十項に規定する小規模保育事業若しくは同条第十二項に規定する事業所内保育事業を行う施設（次項において「小学校等」という。）に通う児童、生徒又は幼児の運送を目的とする自動車である旨を表示しているものをいう。</p>

○消防法施行令（昭和三十六年政令第三十七号）

（傍線の部分は改正部分）

備考 一～四 （略）	(八)～ (二十)	(七)	(二)～ (六)	別表第一（第一条の二―第三条、第三条の三、第四条、第四条の二の二― 第四条の三、第六条、第九条―第十四条、第十九条、第二十一条―第二 十九条の三、第三十一条、第三十四条、第三十四条の二、第三十四条の 四―第三十六条関係）	改 正 案
	(略)	小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、 高等専門学校、大学、専修学校、各種学校その他これらに類 するもの	(略)		
備考 一～四 （略）	(八)～ (二十)	(七)	(二)～ (六)	別表第一（第一条の二―第三条、第三条の三、第四条、第四条の二の二― 第四条の三、第六条、第九条―第十四条、第十九条、第二十一条―第二 十九条の三、第三十一条、第三十四条、第三十四条の二、第三十四条の 四―第三十六条関係）	現 行
	(略)	小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、高等専門学校、 大学、専修学校、各種学校その他これらに類するもの	(略)		

改 正 案	現 行
<p>（交付金の交付基準）</p> <p>第五条 法第九十五条第二項の政令で定める基準は、第一号及び第二号の規定により各都道府県に割り当てられた額から雇用保険法施行令（昭和五十年政令第二十五号）第十四条（第四項を除く。）の規定により当該都道府県に交付される同条第一項の交付金の額に相当する額を控除した額に、第三号の規定により当該都道府県に割り当てられた額を加算した額を交付することとする。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 交付金総額の十分の六に相当する額を、次に定めるところにより、各都道府県の法第九十五条第二項に規定する求職者数（以下この条において単に「求職者数」という。）に基づいて割り当てる。</p> <p>イ 交付金総額の十分の三に相当する額に、各都道府県の求職者数から中学校、義務教育学校、高等学校又は中等教育学校を卒業して就職する者の数（以下この条において「学卒就職者数」という。）を控除した数（以下この号において「一般求職者数」という。）が全国的一般求職者数に占める割合を乗じて得た額を割り当てる。</p> <p>ロ （略）</p> <p>三 （略）</p>	<p>（交付金の交付基準）</p> <p>第五条 法第九十五条第二項の政令で定める基準は、第一号及び第二号の規定により各都道府県に割り当てられた額から雇用保険法施行令（昭和五十年政令第二十五号）第十四条（第四項を除く。）の規定により当該都道府県に交付される同条第一項の交付金の額に相当する額を控除した額に、第三号の規定により当該都道府県に割り当てられた額を加算した額を交付することとする。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 交付金総額の十分の六に相当する額を、次に定めるところにより、各都道府県の法第九十五条第二項に規定する求職者数（以下この条において単に「求職者数」という。）に基づいて割り当てる。</p> <p>イ 交付金総額の十分の三に相当する額に、各都道府県の求職者数から中学校、高等学校又は中等教育学校を卒業して就職する者の数（以下この条において「学卒就職者数」という。）を控除した数（以下この号において「一般求職者数」という。）が全国的一般求職者数に占める割合を乗じて得た額を割り当てる。</p> <p>ロ （略）</p> <p>三 （略）</p>

2
·
3
(略)

2
·
3
(略)

改 正 案	現 行
<p>（避難促進施設）</p> <p>第一条（略）</p> <p>2 法第六条第一項第五号口の政令で定める施設は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 一 六（略）</p> <p>七 幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、高等専門学校又は専修学校（高等課程を置くものに限る。）</p> <p>八（略）</p> <p>（政令で定める教育施設又は社会福祉施設）</p> <p>第五条 法第二十四条の政令で定める教育施設又は社会福祉施設は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 公立の幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校又は特別支援学校</p> <p>二（略）</p> <p>（降灰防除施設の整備に要する費用の補助）</p>	<p>（避難促進施設）</p> <p>第一条（略）</p> <p>2 法第六条第一項第五号口の政令で定める施設は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 一 六（略）</p> <p>七 幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、高等専門学校又は専修学校（高等課程を置くものに限る。）</p> <p>八（略）</p> <p>（政令で定める教育施設又は社会福祉施設）</p> <p>第五条 法第二十四条の政令で定める教育施設又は社会福祉施設は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 公立の幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校又は特別支援学校</p> <p>二（略）</p> <p>（降灰防除施設の整備に要する費用の補助）</p>

第七条 (略)

2 多量の降灰により学校環境が著しく損なわれ、又は損なわれるおそれがあると認めて文部科学大臣が指定した市町村の区域内に存する公立の義務教育諸学校（小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部若しくは中学部をいう。）に係る国の補助金の額は、前項の規定にかかわらず、降灰防除施設の整備に要する費用の額に三分の二を乗じて得た額とする。

第七条 (略)

2 多量の降灰により学校環境が著しく損なわれ、又は損なわれるおそれがあると認めて文部科学大臣が指定した市町村の区域内に存する公立の義務教育諸学校（小学校、中学校、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部若しくは中学部をいう。）に係る国の補助金の額は、前項の規定にかかわらず、降灰防除施設の整備に要する費用の額に三分の二を乗じて得た額とする。

○建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令（平成七年政令第四百二十九号）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（多数の者が利用する特定既存耐震不適格建築物の要件）</p> <p>第六条（略）</p> <p>2 法第十四条第一号の政令で定める規模は、次の各号に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める階数及び床面積の合計（当該各号に掲げる建築物の用途に供する部分の床面積の合計をいう。以下この項において同じ。）とする。</p> <p>一（略）</p> <p>二 小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程若しくは特別支援学校（以下「小学校等」という。）、老人ホーム又は前項第八号若しくは第九号に掲げる建築物（保育所を除く。） 階数二及び床面積の合計千平方メートル</p> <p>三・四（略）</p> <p>3（略）</p>	<p>（多数の者が利用する特定既存耐震不適格建築物の要件）</p> <p>第六条（略）</p> <p>2 法第十四条第一号の政令で定める規模は、次の各号に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める階数及び床面積の合計（当該各号に掲げる建築物の用途に供する部分の床面積の合計をいう。以下この項において同じ。）とする。</p> <p>一（略）</p> <p>二 小学校、中学校、中等教育学校の前期課程若しくは特別支援学校（以下「小学校等」という。）、老人ホーム又は前項第八号若しくは第九号に掲げる建築物（保育所を除く。） 階数二及び床面積の合計千平方メートル</p> <p>三・四（略）</p> <p>3（略）</p>

<p>初等中等教育分科会</p>		<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	<p>名称</p>	<p>所掌事務</p>	<p>第五条 審議会に、次の表の上欄に掲げる分科会を置き、これらの分科会の所掌事務は、審議会の所掌事務のうち、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。</p>	<p>(分科会)</p>	<p>改 正 案</p>
<p>二〇五 (略)</p>		<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	<p>名称</p>	<p>所掌事務</p>	<p>第五条 審議会に、次の表の上欄に掲げる分科会を置き、これらの分科会の所掌事務は、審議会の所掌事務のうち、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。</p>	<p>(分科会)</p>	<p>現 行</p>
<p>二〇五 (略)</p>		<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	<p>名称</p>	<p>所掌事務</p>	<p>第五条 審議会に、次の表の上欄に掲げる分科会を置き、これらの分科会の所掌事務は、審議会の所掌事務のうち、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。</p>	<p>(分科会)</p>	<p>現 行</p>
<p>二〇五 (略)</p>		<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	<p>名称</p>	<p>所掌事務</p>	<p>第五条 審議会に、次の表の上欄に掲げる分科会を置き、これらの分科会の所掌事務は、審議会の所掌事務のうち、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。</p>	<p>(分科会)</p>	<p>現 行</p>
<p>二〇五 (略)</p>		<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	<p>名称</p>	<p>所掌事務</p>	<p>第五条 審議会に、次の表の上欄に掲げる分科会を置き、これらの分科会の所掌事務は、審議会の所掌事務のうち、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。</p>	<p>(分科会)</p>	<p>現 行</p>

2 ～ 6 (略)	(略)	(略)
	(略)	(略)

2 ～ 6 (略)	(略)	(略)
	(略)	(略)

○南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法施行令（平成十五年政令第三百二十四号）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（地震防災上緊急に整備すべき施設等）</p> <p>第一条 南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成十四年法律第九十二号。以下「法」という。）第五条第一項第一号の政令で定める施設等は、次のとおりとする。</p> <p>一 次に掲げる施設等で当該施設等に関する主務大臣が定める基準に適合するもの</p> <p>イ〜リ （略）</p> <p>又 次に掲げる施設のうち、地震防災上改築又は補強を要するもの</p> <p>(1)〜(3) （略）</p> <p>(4) 公立の小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校（前期課程に係るものに限る。）又は特別支援学校</p> <p>(5) ル〜タ （略）</p> <p>二 （略）</p> <p>（迅速な避難の確保を図るため特に配慮を要する者が利用する施設）</p> <p>第七条 法第十二条第一項第四号の政令で定める施設は、次に掲げるものとする。</p>	<p>（地震防災上緊急に整備すべき施設等）</p> <p>第一条 南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成十四年法律第九十二号。以下「法」という。）第五条第一項第一号の政令で定める施設等は、次のとおりとする。</p> <p>一 次に掲げる施設等で当該施設等に関する主務大臣が定める基準に適合するもの</p> <p>イ〜リ （略）</p> <p>又 次に掲げる施設のうち、地震防災上改築又は補強を要するもの</p> <p>(1)〜(3) （略）</p> <p>(4) 公立の小学校、中学校、中等教育学校（前期課程に係るものに限る。）又は特別支援学校</p> <p>(5) ル〜タ （略）</p> <p>二 （略）</p> <p>（迅速な避難の確保を図るため特に配慮を要する者が利用する施設）</p> <p>第七条 法第十二条第一項第四号の政令で定める施設は、次に掲げるものとする。</p>

<p>一 (略)</p> <p>二 幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校（前期課程に係るものに限る。）又は特別支援学校</p> <p>三 (略)</p>	<p>一 (略)</p> <p>二 幼稚園、小学校、中学校、中等教育学校（前期課程に係るものに限る。）又は特別支援学校</p> <p>三 (略)</p>
-------------------------------------------------------------------------------------	------------------------------------------------------------------------------

○日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法施行令（平成十七年政令第二百八十二号）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（地震防災上緊急に整備すべき施設等）</p> <p>第一条 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（以下「法」という。）第六条第一項第一号の政令で定める施設等は、次に掲げるもの（第一号から第十六号までに掲げる施設、設備又は資機材にあつては、当該施設、設備又は資機材に関する主務大臣が定める基準に適合するものに限る。）とする。</p> <p>一 九 （略）</p> <p>十 次に掲げる施設のうち、地震防災上改築又は補強を要するもの</p> <p>イ 八 （略）</p> <p>ニ 公立の小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校（前期課程に係るものに限る。）又は特別支援学校</p> <p>ホ （略）</p> <p>十一 七 （略）</p>	<p>（地震防災上緊急に整備すべき施設等）</p> <p>第一条 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（以下「法」という。）第六条第一項第一号の政令で定める施設等は、次に掲げるもの（第一号から第十六号までに掲げる施設、設備又は資機材にあつては、当該施設、設備又は資機材に関する主務大臣が定める基準に適合するものに限る。）とする。</p> <p>一 九 （略）</p> <p>十 次に掲げる施設のうち、地震防災上改築又は補強を要するもの</p> <p>イ 八 （略）</p> <p>ニ 公立の小学校、中学校、中等教育学校（前期課程に係るものに限る。）又は特別支援学校</p> <p>ホ （略）</p> <p>十一 七 （略）</p>

○津波防災地域づくりに関する法律施行令（平成二十三年政令第四百二十六号）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（避難促進施設）</p> <p>第十九条 法第七十一条第一項第二号の政令で定める施設は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、高等専門学校及び専修学校（高等課程を置くものに限る。）</p> <p>三 （略）</p>	<p>（避難促進施設）</p> <p>第十九条 法第七十一条第一項第二号の政令で定める施設は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、高等専門学校及び専修学校（高等課程を置くものに限る。）</p> <p>三 （略）</p>

改 正 案	現 行
<p>別表第一の二（第一条関係） 一～三</p> <p>四 学校教育法第一条に規定する学校（幼稚園及び小学校を除く。）、同法第二百二十四条に規定する専修学校若しくは同法第三百三十四条第一項に規定する各種学校の入学者を選抜するための学力試験（義務教育学校にあつては、後期課程に係るものに限る。次号及び別表第一の三において「入学試験」という。）に備えるため又は学校教育（同法第一条に規定する学校（幼稚園及び大学を除く。）における教育をいう。次号及び別表第一の三において同じ。）の補習のための学力の教授（次号に規定する場所以外の場所において提供されるものに限る。）を受ける権利</p> <p>五～七（略）</p>	<p>別表第一の二（第一条関係） 一～三</p> <p>四 学校教育法第一条に規定する学校（幼稚園及び小学校を除く。）、同法第二百二十四条に規定する専修学校若しくは同法第三百三十四条第一項に規定する各種学校の入学者を選抜するための学力試験（次号及び別表第一の三において「入学試験」という。）に備えるため又は学校教育（同法第一条に規定する学校（幼稚園及び大学を除く。）における教育をいう。次号及び別表第一の三において同じ。）の補習のための学力の教授（次号に規定する場所以外の場所において提供されるものに限る。）を受ける権利</p> <p>五～七（略）</p>

○特定商取引に関する法律施行令（昭和五十一年政令第二百九十五号）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	別表第四（第十一条、第十二条、第十五条、第十六条関係）			
	特定継続的役務	特定継続的役務提供の期間	特定継続的役務提供による損害の額の額	特定継続的役務提供による損害の額の額
現 行	別表第四（第十一条、第十二条、第十五条、第十六条関係）			
	特定継続的役務	特定継続的役務提供の期間	特定継続的役務提供による損害の額の額	特定継続的役務提供による損害の額の額

改 正 案	一・二（略）	（略）	（略）	（略）
	三 学校教育法第一条に規定する学校（幼稚園及び小学校を除く。）、同法第二百二十四条に規定する専修学校若しくは同法第三百三十四条第一項に規定する各種学校の入学者を選抜するための学力試験（義務教育学校にあつては、後期課程に係るものに限	二月	五万円又は当該特定継続的役務提供契約における一月分の役務の対価に相当する額のいずれか	二万円
現 行	一・二（略）	（略）	（略）	（略）
	三 学校教育法第一条に規定する学校（幼稚園及び小学校を除く。）、同法第二百二十四条に規定する専修学校若しくは同法第三百三十四条第一項に規定する各種学校の入学者を選抜するための学力試験（四の項において「入学試験」という。）に備えるた	二月	五万円又は当該特定継続的役務提供契約における一月分の役務の対価に相当する額のいずれか	二万円

四 六 (略)	<p>る。四の項において「入学試験」という。)に備えるため又は学校教育(同法第一条に規定する学校(幼稚園及び大学を除く。)における教育をいう。同項において同じ。)の補習のための学力の教授(同項に規定する場所以外の場所において提供されるものに限る。)</p>	(略)	(略)	(略)	低い額
四 六 (略)	<p>め又は学校教育(同法第一条に規定する学校(幼稚園及び大学を除く。)における教育をいう。同項において同じ。)の補習のための学力の教授(同項に規定する場所以外の場所において提供されるものに限る。)</p>	(略)	(略)	(略)	低い額

○辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律施行令（昭和三十七年政令第三百一号）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（法第二条第二項第六号の施設）</p> <p>第二条 法第二条第二項第六号に掲げる政令で定める施設は、次に掲げるものとする。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>三 小学校、中学校若しくは義務教育学校又は中等教育学校の前期課程に勤務する教員及びその他の職員のための住宅</p> <p>四 （略）</p> <p>五 小学校、中学校若しくは義務教育学校又は中等教育学校の前期課程に設けられる体育、音楽等の学校教育及び社会教育の用に供するための施設</p> <p>六〇十七 （略）</p>	<p>（法第二条第二項第六号の施設）</p> <p>第二条 法第二条第二項第六号に掲げる政令で定める施設は、次に掲げるものとする。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>三 小学校若しくは中学校又は中等教育学校の前期課程に勤務する教員及びその他の職員のための住宅</p> <p>四 （略）</p> <p>五 小学校若しくは中学校又は中等教育学校の前期課程に設けられる体育、音楽等の学校教育及び社会教育の用に供するための施設</p> <p>六〇十七 （略）</p>

（傍線の部分は改正部分）

改正案	別表第一（第一条関係）		事業の区分				国の負担又は補助の割合
	公立の小学校、中学校若しくは義務教育学校又は中等教育学校の前期課程に勤務する教員及び職員のための住宅の建築	公立の小学校、中学校若しくは義務教育学校又は中等教育学校の前期課程の用に供する建物及び学校給食の開設に必要な設備の整備	(略)	(略)	(略)	(略)	
現行	別表第一（第一条関係）		事業の区分				国の負担又は補助の割合
	公立の小学校若しくは中学校又は中等教育学校の前期課程に勤務する教員及び職員のための住宅の建築	公立の小学校若しくは中学校又は中等教育学校の前期課程の用に供する建物及び学校給食の開設に必要な設備の整備	(略)	(略)	(略)	(略)	

○大規模地震対策特別措置法施行令（昭和五十三年政令第三百八十五号）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（地震防災上緊急に整備すべき施設等）</p> <p>第二条 法第六条第一項第二号の政令で定める施設等は、次のとおりとする。</p> <p>一 次に掲げる施設で当該施設に関する主務大臣が定める基準に適合するもの</p> <p>イ ト （略）</p> <p>チ 公立の小学校、中学校若しくは義務教育学校又は中等教育学校の前期課程の建物のうち、地震防災上改築又は補強を要するもの</p> <p>リ ヌ （略）</p> <p>二・三 （略）</p>	<p>（地震防災上緊急に整備すべき施設等）</p> <p>第二条 法第六条第一項第二号の政令で定める施設等は、次のとおりとする。</p> <p>一 次に掲げる施設で当該施設に関する主務大臣が定める基準に適合するもの</p> <p>イ ト （略）</p> <p>チ 公立の小学校若しくは中学校又は中等教育学校の前期課程の建物のうち、地震防災上改築又は補強を要するもの</p> <p>リ ヌ （略）</p> <p>二・三 （略）</p>

改 正 案	現 行
<p>（法第十三条第一項第四号に規定する政令で定める資金）</p> <p>第三条 法第十三条第一項第四号に規定する政令で定める資金は、次に掲げる資金とする。</p> <p>一～八 （略）</p> <p>九 特に経済的に困難な事情にある配偶者のない女子が扶養している児童の小学校（義務教育学校の前期課程及び特別支援学校の小学部を含む。以下同じ。）若しくは中学校（義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部を含む。以下同じ。）への入学又は配偶者のない女子が扶養している児童若しくは法第六条第六項に規定する配偶者のない女子で現に児童を扶養しているもの（以下単に「配偶者のない女子で現に児童を扶養しているもの」という。）が同時に民法（明治二十九年法律第八十九号）第八百七十七条の規定により二十歳以上である子その他これに準ずる者を扶養している場合におけるその二十歳以上である子その他これに準ずる者（以下「配偶者のない女子の二十歳以上である子等」という。）の高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。以下同じ。）、大学、高等専門学校若しくは専修学校への入学若しくは法第十三条第一項第三号に規定する知識技能を習得させる施設であつて厚生労働大臣が定めるもの（以下この章において「修業施設」</p>	<p>（法第十三条第一項第四号に規定する政令で定める資金）</p> <p>第三条 法第十三条第一項第四号に規定する政令で定める資金は、次に掲げる資金とする。</p> <p>一～八 （略）</p> <p>九 特に経済的に困難な事情にある配偶者のない女子が扶養している児童の小学校（特別支援学校の小学部を含む。以下同じ。）若しくは中学校（中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部を含む。以下同じ。）への入学又は配偶者のない女子が扶養している児童若しくは法第六条第六項に規定する配偶者のない女子で現に児童を扶養しているもの（以下単に「配偶者のない女子で現に児童を扶養しているもの」という。）が同時に民法（明治二十九年法律第八十九号）第八百七十七条の規定により二十歳以上である子その他これに準ずる者を扶養している場合におけるその二十歳以上である子その他これに準ずる者（以下「配偶者のない女子の二十歳以上である子等」という。）の高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。以下同じ。）、大学、高等専門学校若しくは専修学校への入学若しくは法第十三条第一項第三号に規定する知識技能を習得させる施設であつて厚生労働大臣が定めるもの（以下この章において「修業施設」</p>

働大臣が定めるもの（以下この章において「修業施設」という。）へ
の入所に際し必要な資金

十
（略）

という。）への入所に際し必要な資金

十
（略）

○交通安全施設等整備事業の推進に関する法律施行令（昭和四十一年政令第三百三号）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（法第六条第三項の政令で定める通学路）</p> <p>第四条 法第六条第三項の政令で定める通学路は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 児童又は幼児が小学校（義務教育学校の前期課程及び特別支援学校の小学部を含む。）若しくは幼稚園、幼保連携型認定こども園又は保育所（以下これらを「小学校等」という。）に通うため一日につきおおむね四十人以上通行する道路の区間</p> <p>二（略）</p>	<p>（法第六条第三項の政令で定める通学路）</p> <p>第四条 法第六条第三項の政令で定める通学路は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 児童又は幼児が小学校（特別支援学校の小学部を含む。）若しくは幼稚園、幼保連携型認定こども園又は保育所（以下これらを「小学校等」という。）に通うため一日につきおおむね四十人以上通行する道路の区間</p> <p>二（略）</p>

○水源地域対策特別措置法施行令（昭和四十九年政令第二十七号）

（傍線の部分は改正部分）

改正案		現行	
<p>（国の負担又は補助の割合の特例）</p> <p>第六条 法第九条第一項の政令で定める割合は、次の表の上欄に掲げる事業の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める割合とする。</p>		<p>（国の負担又は補助の割合の特例）</p> <p>第六条 法第九条第一項の政令で定める割合は、次の表の上欄に掲げる事業の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める割合とする。</p>	
事業の区分	国の負担又は補助の割合	事業の区分	国の負担又は補助の割合
（略）	（略）	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）	（略）
（略）	十分の五・五	（略）	十分の五・五
<p>義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律（昭和三十三年法律第八十一号） 第二条第一項に規定する義務教育諸学校のうち公立の小学校、中学校又は義務教育学校を適正な規模にするため統合しようとすることに伴つて必要となり、又は統合し</p>		<p>義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律（昭和三十三年法律第八十一号） 第二条第一項に規定する義務教育諸学校のうち公立の小学校又は中学校を適正な規模にするため統合しようとすることに伴つて必要となり、又は統合したことに伴つて</p>	

2 (略)	(略)	たことに伴って必要となつた校舎又は屋内運動場の新築又は増築（買収その他これに準ずる方法による取得を含む。）
2 (略)	(略)	必要となつた校舎又は屋内運動場の新築又は増築（買収その他これに準ずる方法による取得を含む。）

○過疎地域自立促進特別措置法施行令（平成十二年政令第七十五号）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（地方債の対象となる施設等で政令で定めるもの）</p> <p>第六条（略）</p> <p>2～5（略）</p> <p>6 法第十二条第一項第二十三号の政令で定める施設は、次に掲げるものとする。</p> <p>一～十（略）</p> <p>十一 公立の小学校、中学校又は義務教育学校の学校給食の実施に必要な施設及び設備</p> <p>十二（略）</p>	<p>（地方債の対象となる施設等で政令で定めるもの）</p> <p>第六条（略）</p> <p>2～5（略）</p> <p>6 法第十二条第一項第二十三号の政令で定める施設は、次に掲げるものとする。</p> <p>一～十（略）</p> <p>十一 公立の小学校又は中学校の学校給食の実施に必要な施設及び設備</p> <p>十二（略）</p>

○私立学校振興助成法施行令（昭和五十一年政令第二百八十九号）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（法第九条の国の補助）</p> <p>第四条 法第九条の規定により行う補助の金額は、次に掲げる金額を合計した金額とする。</p> <p>一 文部科学大臣が定める私立の幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校若しくは幼保連携型認定こども園（以下この項において「小学校等」という。）又は課程（学校教育法施行令（昭和二十八年政令第三百四十号）第二十三条第一項第十号に規定する広域の通信制の課程を除く。）の区分ごとに、都道府県が行う私立の小学校等の経常的経費に対する補助（次号に定める事由に基づくものを除く。）の金額を当該都道府県の区域内にある私立の小学校等（文部科学大臣が定めるものを除く。）の幼児、児童又は生徒（以下この条において「児童等」という。）の数で除して得た金額に応じ文部科学大臣が定める児童等一人当たりの金額（特別の事情がある都道府県に係る場合にあっては、当該金額を文部科学大臣の定めるところにより補正して得た金額）に当該小学校等の学則で定めた収容定員（在学している児童等の数が当該収容定員に満たない場合には、在学している児童等の数とする。）の合計数を乗じ、その乗じて得た金額を合計した金額</p>	<p>（法第九条の国の補助）</p> <p>第四条 法第九条の規定により行う補助の金額は、次に掲げる金額を合計した金額とする。</p> <p>一 文部科学大臣が定める私立の幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校若しくは幼保連携型認定こども園（以下この項において「小学校等」という。）又は課程（学校教育法施行令（昭和二十八年政令第三百四十号）第二十三条第一項第十号に規定する広域の通信制の課程を除く。）の区分ごとに、都道府県が行う私立の小学校等の経常的経費に対する補助（次号に定める事由に基づくものを除く。）の金額を当該都道府県の区域内にある私立の小学校等（文部科学大臣が定めるものを除く。）の幼児、児童又は生徒（以下この条において「児童等」という。）の数で除して得た金額に応じ文部科学大臣が定める児童等一人当たりの金額（特別の事情がある都道府県に係る場合にあっては、当該金額を文部科学大臣の定めるところにより補正して得た金額）に当該小学校等の学則で定めた収容定員（在学している児童等の数が当該収容定員に満たない場合には、在学している児童等の数とする。）の合計数を乗じ、その乗じて得た金額を合計した金額</p>

二 都道府県が次の事由に基づいて行う私立の小学校等の経常的経費に対する補助で文部科学大臣が定めるものについて、文部科学大臣の定めるところにより算定した金額

イ 教育指導の改善、海外から帰国した児童又は生徒を入学させることその他の措置であつて社会の変化に対応した教育の改革に資するものとして文部科学大臣が定めるものを講じている私立の小学校等であること。

ロ 障害のある幼児が在学している私立の幼稚園若しくは幼保連携型認定こども園又は特別支援学級を置く私立の小学校（義務教育学校の前期課程を含む。）若しくは中学校（義務教育学校の後期課程及び中等教育学校の前期課程を含む。）であること。

ハ 中学校又は義務教育学校を卒業する者の減少が見込まれる地域として文部科学大臣が定める地域内の私立の高等学校であること。

2

（略）

二 都道府県が次の事由に基づいて行う私立の小学校等の経常的経費に対する補助で文部科学大臣が定めるものについて、文部科学大臣の定めるところにより算定した金額

イ 教育指導の改善、海外から帰国した児童又は生徒を入学させることその他の措置であつて社会の変化に対応した教育の改革に資するものとして文部科学大臣が定めるものを講じている私立の小学校等であること。

ロ 障害のある幼児が在学している私立の幼稚園若しくは幼保連携型認定こども園又は特別支援学級を置く私立の小学校若しくは中学校（中等教育学校の前期課程を含む。）であること。

ハ 中学校を卒業する者の減少が見込まれる地域として文部科学大臣が定める地域内の私立の高等学校であること。

2

（略）

○沖繩振興特別措置法施行令（平成十四年政令第二百二号）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案		現 行	
<p>項 事業の区分</p>	<p>別表第一（第三十二条関係）</p> <p>2 (略)</p> <p>る場合には、これを行うことができない。</p>	<p>項 事業の区分</p>	<p>別表第一（第三十二条関係）</p> <p>2 (略)</p> <p>る場合には、こ</p>
<p>(国有財産の譲与等)</p> <p>第三十六条 国は、関係地方公共団体において普通財産（国有財産法（昭和二十三年法律第七十三号）第三条第三項に規定する普通財産をいう。以下この条において同じ。）を、学校教育法第一条に規定する小学校（当該小学校の施設と同条に規定する幼稚園又は幼保連携型認定こども園の施設とが同一の敷地に設けられる場合における当該幼稚園又は当該幼保連携型認定こども園を含む。）、中学校、義務教育学校、中等教育学校（前期課程に限る。）又は特別支援学校の施設で法第四条第一項に規定する沖繩振興計画に係るもののうち、内閣総理大臣が指定する施設の用に供しようとする場合には、当該関係地方公共団体に対して、当該普通財産を無償で譲渡し、又は貸し付けることができる。ただし、関係地方公共団体における当該施設の経営が営利を目的とし、又は利益をあげる場合には、これを行うことができない。</p>	<p>(国有財産の譲与等)</p> <p>第三十六条 国は、関係地方公共団体において普通財産（国有財産法（昭和二十三年法律第七十三号）第三条第三項に規定する普通財産をいう。以下この条において同じ。）を、学校教育法第一条に規定する小学校（当該小学校の施設と同条に規定する幼稚園又は幼保連携型認定こども園の施設とが同一の敷地に設けられる場合における当該幼稚園又は当該幼保連携型認定こども園を含む。）、中学校、中等教育学校（前期課程に限る。）又は特別支援学校の施設で法第四条第一項に規定する沖繩振興計画に係るもののうち、内閣総理大臣が指定する施設の用に供しようとする場合には、当該関係地方公共団体に対して、当該普通財産を無償で譲渡し、又は貸し付けることができる。ただし、関係地方公共団体における当該施設の経営が営利を目的とし、又は利益をあげる場合には、こ</p>		
<p>国の負担又は</p>	<p>国の負担又は</p>		

		二十二 等 義務教 育施設		一 一〇 二十 (略)	
	公立の中学校（義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部を含む。以下同じ。）に係る産業教育振興法（昭和二十六年法律第二百二十八号）第二条に規定する産業教育のための設備の整備		(略)	(略)	補助の割合
	公立の小学校（義務教育学校の前期課程及び特別支援学校の小学部を含む。以下同じ。）及び中学校に係る理科教育振興法（昭和二十八年法律第百八十六号）第二条に規定する理科教育のための設備の整備	十分の七・五	(略)	(略)	

		二十二 等 義務教 育施設		一 一〇 二十 (略)	
	公立の中学校（中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部を含む。以下同じ。）に係る産業教育振興法（昭和二十六年法律第二百二十八号）第二条に規定する産業教育のための設備の整備		(略)	(略)	補助の割合
	公立の小学校（特別支援学校の小学部を含む。以下同じ。）及び中学校に係る理科教育振興法（昭和二十八年法律第百八十六号）第二条に規定する理科教育のための設備の整備	十分の七・五	(略)	(略)	

二十七	二十三 〜		
	(略)		
	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)

二十七	二十三 〜		
	(略)		
	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)

○子どもの貧困対策の推進に関する法律第八条第二項第二号の子どもの貧困率及び生活保護世帯に属する子どもの高等学校等進学率の定義を定める政令（平成二十六年政令第五号）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>1 子どもの貧困対策の推進に関する法律（以下「法」という。）第八条第二項第二号の「子どもの貧困率」とは、相対的に貧困の状況にある十八歳未満の者の数として厚生労働大臣が定めるところにより算定した数が十八歳未満の者の総数のうちに占める割合をいう。</p> <p>2 法第八条第二項第二号の「生活保護世帯に属する子どもの高等学校等進学率」とは、生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第六条第一項に規定する被保護者であつてその年度に中学校（義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部を含む。）を卒業した者の総数のうちにその年度の翌年度に高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。）、高等専門学校又は専修学校の高等課程に入学した者の数の占める割合をいう。</p>	<p>1 子どもの貧困対策の推進に関する法律（以下「法」という。）第八条第二項第二号の「子どもの貧困率」とは、相対的に貧困の状況にある十八歳未満の者の数として厚生労働大臣が定めるところにより算定した数が十八歳未満の者の総数のうちに占める割合をいう。</p> <p>2 法第八条第二項第二号の「生活保護世帯に属する子どもの高等学校等進学率」とは、生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第六条第一項に規定する被保護者であつてその年度に中学校（中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部を含む。）を卒業した者の総数のうちにその年度の翌年度に高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。）、高等専門学校又は専修学校の高等課程に入学した者の数の占める割合をいう。</p>

○国家戦略特別区域法施行令（平成二十六年政令第九十九号）

（傍線の部分は改正部分）

改正案		現行	
<p>（学校教育法の特例に係る教育公務員特例法施行令等の読替え）</p> <p>第四条 特定公立国際教育学校等に関する次の表の第一欄に掲げる政令の規定の適用については、同表の第二欄に掲げる規定中同表の第三欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第四欄に掲げる字句とする。</p>			
公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律施行令（昭和三十三年政令第二百二号）	第二条	が小学校、 中学校若しくは義務教育学校又は中等教育学校	が小学校、 中学校、 （国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第七号）第十二条の三第三項第三号に規定する特定公立国際教育学校等（以下この条及び第五条第五項において単に「特定公立国際教育学校等」という。）に該当するものを除く。以下同じ。）若し
公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律施行令（昭和三十三年政令第二百二号）	第二条	が小学校若しくは中学校若しくは義務教育学校又は中等教育学校	が小学校若しくは中学校、 （国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第七号）第十二条の三第三項第三号に規定する特定公立国際教育学校等（以下この条及び第五条第五項において単に「特定公立国際教育学校等」という。）に該当するものを除く。以下同じ。）若し

(略)				(略)					
(略)		(略)		(略)	(略)		(略)		
(略)	くは義務教育学校又は中等教育学校（特定公立国際教育学校等に該当するものを除く。以下同じ。）								
(略)									
(略)				(略)					
(略)		(略)		(略)	(略)		(略)		
(略))又は中等教育学校（特定公立国際教育学校等に該当するものを除く。以下同じ。）								
(略)									

(略)	(略)		(略)	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)		(略)	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

改 正 案	現 行
<p>（初等中等教育局の所掌事務）</p> <p>第五条 初等中等教育局は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一～五 （略）</p> <p>六 初等中等教育（幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校における教育をいう。以下同じ。）の振興に関する企画及び立案並びに援助及び助言に関すること（スポーツ庁及び生涯学習政策局の所掌に属するものを除く。）。</p> <p>七～十一 （略）</p> <p>十二 教科用図書その他の教授上用いられる図書の発行及び義務教育諸学校（小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程並びに特別支援学校の小学部及び中学部をいう。第四十条第二号において同じ。）において使用する教科用図書の無償措置に関すること。</p> <p>十三～三十 （略）</p> <p>（初等中等教育企画課の所掌事務）</p> <p>第三十三条 初等中等教育企画課は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一～六 （略）</p> <p>七 義務教育学校及び中等教育学校における教育並びに中学校及び高等</p>	<p>（初等中等教育局の所掌事務）</p> <p>第五条 初等中等教育局は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一～五 （略）</p> <p>六 初等中等教育（幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校における教育をいう。以下同じ。）の振興に関する企画及び立案並びに援助及び助言に関すること（スポーツ庁及び生涯学習政策局の所掌に属するものを除く。）。</p> <p>七～十一 （略）</p> <p>十二 教科用図書その他の教授上用いられる図書の発行及び義務教育諸学校（小学校、中学校、中等教育学校の前期課程並びに特別支援学校の小学部及び中学部をいう。第四十条第二号において同じ。）において使用する教科用図書の無償措置に関すること。</p> <p>十三～三十 （略）</p> <p>（初等中等教育企画課の所掌事務）</p> <p>第三十三条 初等中等教育企画課は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一～六 （略）</p> <p>七 中等教育学校における教育並びに中学校及び高等学校における教育</p>

学校における教育で学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第七十一条の規定によるものの振興に関する企画及び立案並びに援助及び助言に関すること（スポーツ庁並びに生涯学習政策局並びに他課及び参事官の所掌に属するものを除く。）。

八十三（略）

（財務課の所掌事務）

第三十四条 財務課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一四（略）

五 公立の小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校並びに特別支援学校の小学部、中学部及び高等部（学校給食法（昭和二十九年法律第六十号）第六条に規定する共同調理場を含む。）の学級編制及び教職員定数の基準の設定に関すること。

六九（略）

十 公立の幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校に係る予算案（学校施設及び学校における体育に係るものを除く。）の準備に関する連絡調整に関すること。

（教育課程課の所掌事務）

第三十五条 教育課程課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一四（略）

五 小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校並びに特別支援学校の小学部、中学部及び高等部における理科教育のための補

で学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第七十一条の規定によるものの振興に関する企画及び立案並びに援助及び助言に関すること（スポーツ庁並びに生涯学習政策局並びに他課及び参事官の所掌に属するものを除く。）。

八十三（略）

（財務課の所掌事務）

第三十四条 財務課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一四（略）

五 公立の小学校、中学校、高等学校、中等教育学校並びに特別支援学校の小学部、中学部及び高等部（学校給食法（昭和二十九年法律第六十号）第六条に規定する共同調理場を含む。）の学級編制及び教職員定数の基準の設定に関すること。

六九（略）

十 公立の幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校に係る予算案（学校施設及び学校における体育に係るものを除く。）の準備に関する連絡調整に関すること。

（教育課程課の所掌事務）

第三十五条 教育課程課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一四（略）

五 小学校、中学校、高等学校、中等教育学校並びに特別支援学校の小学部、中学部及び高等部における理科教育のための補助に関すること

助に関すること。

六 (略)

(児童生徒課の所掌事務)

第三十六条 児童生徒課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 小学校、中学校、義務教育学校、高等学校及び中等教育学校における生徒指導（以下この条において単に「生徒指導」という。）、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校及び中等教育学校における進路指導（以下この条において単に「進路指導」という。）並びに中学校、義務教育学校の後期課程、高等学校及び中等教育学校における産業教育（以下この条において単に「産業教育」という。）の振興に関する企画及び立案並びに援助及び助言に関すること（特別支援教育課及び国際教育課の所掌に属するものを除く。）。

二〇十 (略)

(国際教育課の所掌事務)

第三十九条 国際教育課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校における国際理解教育（以下この条において単に「国際理解教育」という。）の振興に関する企画及び立案並びに援助及び助言に関すること。

- 二 小学校、中学校、義務教育学校、高等学校及び中等教育学校における外国語教育（以下この条において単に「外国語教育」という。）の

六 (略)

(児童生徒課の所掌事務)

第三十六条 児童生徒課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 小学校、中学校、高等学校及び中等教育学校における生徒指導（以下この条において単に「生徒指導」という。）、小学校、中学校、高等学校及び中等教育学校における進路指導（以下この条において単に「進路指導」という。）並びに中学校、高等学校及び中等教育学校における産業教育（以下この条において単に「産業教育」という。）の振興に関する企画及び立案並びに援助及び助言に関すること（特別支援教育課及び国際教育課の所掌に属するものを除く。）。

二〇十 (略)

(国際教育課の所掌事務)

第三十九条 国際教育課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校における国際理解教育（以下この条において単に「国際理解教育」という。）の振興に関する企画及び立案並びに援助及び助言に関すること。

- 二 小学校、中学校、高等学校及び中等教育学校における外国語教育（以下この条において単に「外国語教育」という。）の振興に関する企

振興に関する企画及び立案並びに援助及び助言に関すること（特別支援教育課の所掌に属するものを除く。）。

三〇七（略）

（参事官の職務）

第四十三条 参事官は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校の運営の状況についての評価及びその結果に基づく運営の改善に関する企画及び立案並びに援助及び助言に関すること。

二（略）

画及び立案並びに援助及び助言に関すること（特別支援教育課の所掌に属するものを除く。）。

三〇七（略）

（参事官の職務）

第四十三条 参事官は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校の運営の状況についての評価及びその結果に基づく運営の改善に関する企画及び立案並びに援助及び助言に関すること。

二（略）